

近畿ブロック発注者協議会の運営

令和8年度近畿ブロック発注者協議会実施体制

運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できる連携・支援体制を強化

■近畿ブロック発注者協議会の体制

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取組等について、発注者間の連携・調整を図るため、近畿ブロック発注者協議会を設置（平成20年度に設置）
- 各種取組みを重点的に検討、調整し、より効率的な展開を図れるよう「工事検査分科会」を新設（H28.4）

■近畿ブロック発注者協議会の構成図

■近畿ブロック発注者協議会

- 国の機関 13機関
国土交通省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省、防衛省、警察庁、林野庁、海上保安庁、
- 地方公共団体 25機関
7府県、4政令市、14市町村
- 特殊法人等 14機関

連携

■府県毎地域発注者協議会

- 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 全市町村（211市町村）
- 近畿地方整備局
- 政令市（オブザーバー）

■近畿ブロック発注者協議会 幹事会

- 発注者協議会の52機関

分科会

- ・運営分科会
- ・工事検査分科会（H28.4設置）

滋賀県・大阪府（平成28年度）、京都府（平成29年度）、兵庫県（平成30年度）に分科会を設立

	令和7年度				令和8年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
近畿ブロック発注者協議会								
・協議会		☆9/24			☆6/9(対面)			
・幹事会		☆8/6		☆3月(書面)				☆2月
・運営分科会	☆5/28		☆12/25			☆7月	☆12月	
・工事検査分科会								
各府県地域発注者協議会								
・福井県			☆11/27協					
・滋賀県		☆7/29協		☆3/16分		☆7/9協		
・京都府			☆10/22協					
・大阪府			☆11/27協					
・兵庫県			☆12/17協		☆5/18分(書面)			
・奈良県			☆10/24協					
・和歌山県		☆7月協(書面)						

幹事会 (R8.3 書面開催)

- ・令和7年度の実績と取組内容 (R7.12時点アンケート結果)
- ・第三次・全国統一指標 令和8年の取組目標設定
- ・その他・情報共有 (週休2日の普及促進【現場一斉閉所の参画】)

協議会 (R8.6.9)

- ・第三次・全国統一指標 令和8年目標値設定
令和8年の取組目標設定

分科会 (R8.7下旬)

- ・令和7年度の実績と取組内容 (R8.春時点アンケート結果)
- ・第三次・全国統一指標の令和8年度の実績

分科会 (R8.12下旬)

- ・第三次・全国統一指標の令和7年度実績
- ・第三次・全国統一指標の令和8年度の実績
- ・令和9年度に向けた取組目標

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領

（名称）

第1条 本会は、近畿ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、近畿地方における国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、発注者の責務を果たすため、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換や情報共有などを行い、連携強化や支援及び発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整等を行う。

- 一 公共工事の品質確保の促進に関する施策に対する目標設定や実施状況
- 二 発注者間相互の連携及び協力
- 三 発注者への支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省近畿農政局農村振興部長及び代表府県部長をもってあてる。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村委員は各府県市長会会長、町村会会長をもってあてる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長または会長が指名する者が議長を務める。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置くものとし、幹事会の会議は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局企画部長をもってあてる。
- 4 幹事会に、副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 6 市町村幹事は各府県市長会会長、町村会会長を担当する市町村技術管理主管部長(課長)等をもってあてる。

(分科会)

第7条 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。

(地域発注者協議会)

第8条 近畿ブロックの全ての市町村における公共工事の品質確保を促進するため、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各府県に地域発注者協議会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、近畿地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成 20 年 11 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 8 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

この要領は、令和元年 8 月 7 日から施行する。

この要領は、令和2年 7月から施行する。

この要領は、令和3年 8 月 5 日から施行する。

この要領は、令和4年 5 月 9 日から施行する。

この要領は、令和5年 5月 17 日から施行する。

この要領は、令和6年 2月 26 日から施行する。

この要領は、令和6年 4月 24日から施行する。

この要領は、令和7年 8月 6日から施行する。

この要領は、令和7年 9月 24 日から施行する。

この要領は、令和8年 6月 9日から施行する。

第4条関係(委員)

会 長	国土交通省 近畿地方整備局長
副 会 長	農林水産省 近畿農政局 農村振興部長
副 会 長	代表府県部長
委 員	警察庁 近畿管区警察局 総務監察部長
	財務省 近畿財務局 管財部長
	財務省 大阪国税局 総務部次長
	農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 総務部長
	国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
	国土交通省 近畿地方整備局 営繕部長
	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 近畿運輸局 総務部長
	国土交通省 大阪航空局 空港部長
	国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 経理補給部長
	国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部長
	環境省 近畿地方環境事務所 次長
	防衛省 近畿中部防衛局 調達部長
	福井県 土木部長
	滋賀県 県土整備部長
	滋賀県 農政水産部長
	京都府 建設交通部長
	京都府 農林水産部技監
	大阪府 都市整備部長
	大阪府 環境農林水産部長
	兵庫県 土木部長
	兵庫県 まちづくり部長
	兵庫県 農林水産部長
	奈良県 県土マネジメント部長
	奈良県 食農部長
	和歌山県 県土整備部長

和歌山県 農林水産部長
京都市 建設局長
大阪市 建設局長
堺市 建設局長
神戸市 建設局長
福井市長
池田町長
東近江市長
豊郷町長
長岡京市長
伊根町長
高槻市長
熊取町長
宍粟市長
神河町長
葛城市長
明日香村長
紀の川市長
九度山町長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 支社長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部長
本州四国連絡高速道路(株) 安全防災・技術部長
阪神高速道路(株) 技術部長
新関西国際空港(株) 技術・安全部長
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 副館長
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 副館長
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 館長
(独)国立美術館 国立国際美術館 館長
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 研究支援推進部長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 計画部長
(独)都市再生機構 西日本支社 副支社長
(国研)日本原子力研究開発機構 事業管理部長
日本下水道事業団 西日本支社事業部 事業部長

第6条関係(幹事)

幹事長 国土交通省 近畿地方整備局 企画部長
 副幹事長 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課長
 副幹事長 代表府県課(室)長

幹事 警察庁 近畿管区警察局 総務監察部 会計課長
 財務省 近畿財務局 管財総括第三課長
 財務省 大阪国税局 営繕監理官
 農林水産省 林野庁 近畿中国森林管理局 総務企画部 經理課長
 経済産業省 近畿経済産業局 総務企画部 会計課長
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調整管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術開発調整官
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 総括技術検査官
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 営繕品質管理官
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 事業計画官
 国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課長
 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課長
 国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課長
 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 品質確保室長
 国土交通省 近畿運輸局 総務部 会計課長
 国土交通省 大阪航空局 技術管理官
 国土交通省 海上保安庁 第五管区海上保安本部 經理補給部 經理課長
 国土交通省 海上保安庁 第八管区海上保安本部 総務部 經理課長
 環境省 近畿地方環境事務所 自然環境整備課長
 防衛省 近畿中部防衛局 調達部 調達計画課長

福井県 土木部 土木管理課長
 滋賀県 県土整備部 技術管理課長
 滋賀県 農政水産部 農政課長
 京都府 建設交通部 指導検査課長
 京都府 農林水産部 農村振興課長
 大阪府 都市整備部 事業調整室 技術管理課長
 大阪府 環境農林水産部 環境農林水産総務課長
 大阪府 総務部契約局 建設工事課長

兵庫県 土木部 技術企画課長
兵庫県 まちづくり部 営繕課長
兵庫県 農林水産部 総務課長
奈良県 県土マネジメント部 技術管理課長
奈良県 食農部 農林振興課長
和歌山県 県土整備部 技術調査課長
和歌山県 県土整備部 公共建築課長
和歌山県 農林水産部 農業農村整備課長
京都市 建設局 監理検査課長
大阪市 建設局 工事監理担当課長
堺市 建設局 土木部 土木監理課参事(技術管理担当)
神戸市 建設局 部長(技術管理担当)
福井市 財政部長
池田町 まちと森整備課長
東近江市 契約検査課長
豊郷町 企画振興課長
長岡京市 総合政策部 検査指導課長
伊根町 地域整備課長
高槻市 総務部 部長代理 兼 契約検査課長
熊取町 総務部 総務部長
宍粟市 総務部 財政課長
神河町 総務課 課長
葛城市 総務部 管財課長
明日香村 総務財政課長
紀の川市 総務部 契約管財課長
九度山町 総務課長
(独)水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部施設管理課長
西日本高速道路(株)関西支社 建設事業部 技術課長
本州四国連絡高速道路(株) 安全防災・技術部 技術管理課長
阪神高速道路(株) 技術部 技術管理課長
新関西国際空港(株) 技術・安全部長
(独)国立文化財機構 京都国立博物館 総務課長
(独)国立文化財機構 奈良国立博物館 総務課長
(独)国立美術館 京都国立近代美術館 総務課長
(独)国立美術館 国立国際美術館 総務課長
(独)国立文化財機構 奈良文化財研究所 環境整備課長
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局
計画部 技術管理課長

(独)都市再生機構 西日本支社 技術監理部 企画第2課長
(国研)日本原子力研究開発機構 事業管理部 調達課長
日本下水道事業団 西日本支社事業部 施工管理課長

「近畿ブロック発注者協議会」運営規則

「近畿ブロック発注者協議会」設置要領について、下記のとおり運営規則を定める。

記

第3条関係

【活動内容】

協議会は公共工事の品質確保に向けた次の各号にあげる事項について討議を行う。

- ①総合評価の導入・拡大
- ②品質確保に関する取組みの情報共有・促進等
- ③地域貢献に関する評価の普及促進
- ④受注者間における適正な関係の構築

第4条、第7条関係

【副会長、副幹事長】

地方公共団体の代表で就任していただく協議会副会長及び副幹事長については、以下の順番制とする。

令和 2年度	和歌山県
令和 3年度	兵庫県
令和 4年度	大阪府
令和 5年度	京都府
令和 6年度	滋賀県
令和 7年度	福井県
令和 8年度	奈良県
令和 9年度	和歌山県
令和10年度	兵庫県
令和11年度	大阪府
令和12年度	京都府
令和13年度	滋賀県
令和14年度	福井県
令和15年度	奈良県
令和16年度	和歌山県

第31回近畿ブロック発注者協議会幹事会の議事確認

番号	議題	団体番号	団体名	意見	回答	備考
1	第三次・全国統一指標の令和8年度目標値(案)について	28	福井県	資料4の【工事】 週休2日の達成状況 福井県: R6基準値1.00 資料5の【工事】 週休2日の達成状況 福井県: R6実績 0.99 の 違い如何	【資料4】は本省作成、【資料5】は近畿作成であり、それぞれの数値根拠の生データは同じ(0.9968..)です。 1.00とすると「全件実施」の意味合いになると考え0.99としておりましたが、本省公表済資料とあわせ1.00といたします。(奈良県も同様)	
2	第三次・全国統一指標の令和8年度目標値(案)について	31	大阪府	・ウィークリースタンス目標等、地方公共団体の意見も踏まえ、より現実的な実効性のある目標設定が望ましい。 ・ウィークリースタンスについて、測量・地質・設計の共通仕様書に記載があることから、府及び市町村もこれに準じて実施することになると思われる。 例えば、実施要領やスリム化ガイドでウィークリースタンスをうたっているのであれば、「取り組んでいる」としてよいのではないか。	【資料-4】P3 参照 第18回協議会決定した目標ですので、R11年度目標達成にむけて、少しずつできることからR8年度の取組をお願いします。 実施の浸透に向け、地域発注者協議会等を通じて、働きかけをお願いします。	
3	建設現場一斉閉所の実施期間拡大(ポスター案)について	31	大阪府	・建設現場一斉閉所は、週休2日の社会的認知を高める上で効果的と考えるが、災害復旧工事や24時間対応工事等、閉所が困難な工事もある。 閉所できない現場があることが、制度に合わない現場とみなされないよう、ポスターに「交代制による休日確保も推奨」と明記するとよいのではないか。	【資料-6-1】 P5 参照 但し書きに、災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事の他、「週休2日交替工事」を除くことを記載した。	R8.3.25に意見を反映した内容で記者発表
4	その他資料内容に関するご意見	32	兵庫県	【資料-6-3】市町村キャラバンの実施について ・建設部実施分の対象市町標記について、12件とされています。兵庫県では「播磨町、福崎町、上郡町、相生市」を特出しされていますが、その他にも実施した「加西市や尼崎市他」を省略されている理由があればご教示ください。	【資料-6-1】 P3 参照 ・記載の市町村は、建設部独自で「市町村キャラバン」として位置づけ実施したものです。 一方、未記載の市町村は、「市町村キャラバン」と位置づけせず、適宜実施した意見交換会として整理しているため記載を省略しています。	
5	その他特記事項	32	兵庫県	【資料-6-3】令和8年度国土交通省: 土木工事・業務の積算基準等の改定(概要) ・直轄土木工事については、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)」等に基づく試行が完了するとされています。 国の工事を受注する大企業においては、すでに週休2日が定着しており、週休2日に係る補正を廃止したとしても、週休2日を継続する可能性が高いと考えられます。 一方で、県工事や市町工事を受注する中小企業においては、週休2日の浸透はまだ途上段階にあると考えられます。補正費用の計上が廃止されることで、週休2日を実施するインセンティブが失われ、結果として従来の勤務体制に戻ってしまうことが懸念されます。 第三次担い手3法の全面施行を踏まえ、担い手の確保や働き方改革の推進が重要施策として位置付けられている中、補正費用の廃止は、これらの重点施策に逆行するおそれがあると考えます。 つきましては、今後、中小企業に対してどのように週休2日の定着・推進を図っていくお考えなのか、ご教示ください。	【資料-6-1】 P6 参照 直轄工事においては、週休2日が浸透し完全移行したことから、令和8年度より費用計上等を実施しないこととしています。 今後は多様な働き方の実現に向けた支援に軸足を置くこととし、これまでの週休2日としての働き方、担い手の多様化に合わせた働き方など、建設産業として多様な働き方の実現に向けた支援を行ってまいります。 なお、県市町発注工事においては、実態を踏まえひきつづき施策としてインセンティブをご検討頂くほか、特記仕様書で週休2日を指定するなど実情に応じて週休2日の定着・推進を図る取組をお願いいたします。	

番号	議題	団体番号	団体名	意見	回答	備考
6	第三次・全国統一指標の令和8年度目標値(案)について	34	和歌山県	<p>平準化率(繁忙期)工事のR8目標値について、R11目標値の1.10とした。</p> <p>また、R6の実績値についても、R5災害の影響により全体稼働件数が多かったことにより低い数値となっているものであるため、資料5-1 5頁において、4頁同様下記の注釈を追記されたい。</p> <p>「0.99※」 ※和歌山県域について、R6実績値が災害対応工事の影響を受けて生じた異常値であるため、目標(R11)は1.10を設定している。(R6実績は本来1.10程度)</p>	<p>【資料-5 1】 P5 参照</p> <p>R8目標値1.10に修正、および注釈を追記しました。</p>	
7	第三次・全国統一指標の令和8年度目標値(案)について	34	和歌山県	<p>資料3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P15の履行期間の平準化の市町村グラフ <ul style="list-style-type: none"> ①繰越明許費の活用 37%→40% ②債務負担行為の活用 23%→27% に変更願います。(〇がグラフで反映されていませんでした) ・P16のグラフ <ul style="list-style-type: none"> 「最低制限価格制度のみ導入」 15→14 「低入札と最低制限価格の併用」 2→3 に変更願います。(海南市の変更が反映されていませんでした。) 	<p>幹事会資料を修正しました。</p>	

第三次・全国統一指標（基準値・目標値）

品質確保・働き方改革のための取組目標 ～第三次・全国统一指標～

○令和6年の品確法改正を踏まえ、新たな全国统一指標を設定し、取組を強化していく。
○これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

第三次・全国统一指標(工事)

①地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各団体別の地域平準化率(ボトムアップ・ピークカット)の取組状況についても公表
※コリンズデータを用いて前年度実績により算出

②週休2日の達成状況(休日の確保)

国等・都道府県・政令市の発注工事の実際の週休2日の達成割合(4週8休以上達成状況)
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※対象期間において、実際に4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を行ったと認められる工事の割合。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

※対象金額は、都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市区町村は200万円を超える工事(随契除く)である。
※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することでダンピング対策を図っているものを含む。

第三次・全国统一指標(測量、調査及び設計(業務))

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

※対象業務は、土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント
※対象金額は、都道府県・政令市は200万円を超える業務(随契除く)、市区町村は100万円を超える業務(随契除く)である。

地域独自指標

・・・これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

【工事】①地域平準化率(閑散期のボトムアップ)(地域ブロック単位※)

$$\text{地域平準化率(閑散期・件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」登録データを活用
 対象: 契約金額500万円以上の工事
 稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■地域平準化率(閑散期)の基準値(R6)



■基準値(R6)と目標値(R11)

地域ブロック	地域平準化率(閑散期)		対象範囲
	基準値(R6)	目標値(R11)	
北海道	0.76	⇒ 0.80	北海道
東北	0.76	⇒ 0.80	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.74	⇒ 0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.77	⇒ 0.80以上	新潟県、富山県、石川県
中部	0.70	⇒ 0.80	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.75	⇒ 0.81	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	⇒ 0.90	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.75	⇒ 1.00	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.73	⇒ 0.80以上	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.77	⇒ 0.80	沖縄県
全国	0.74		

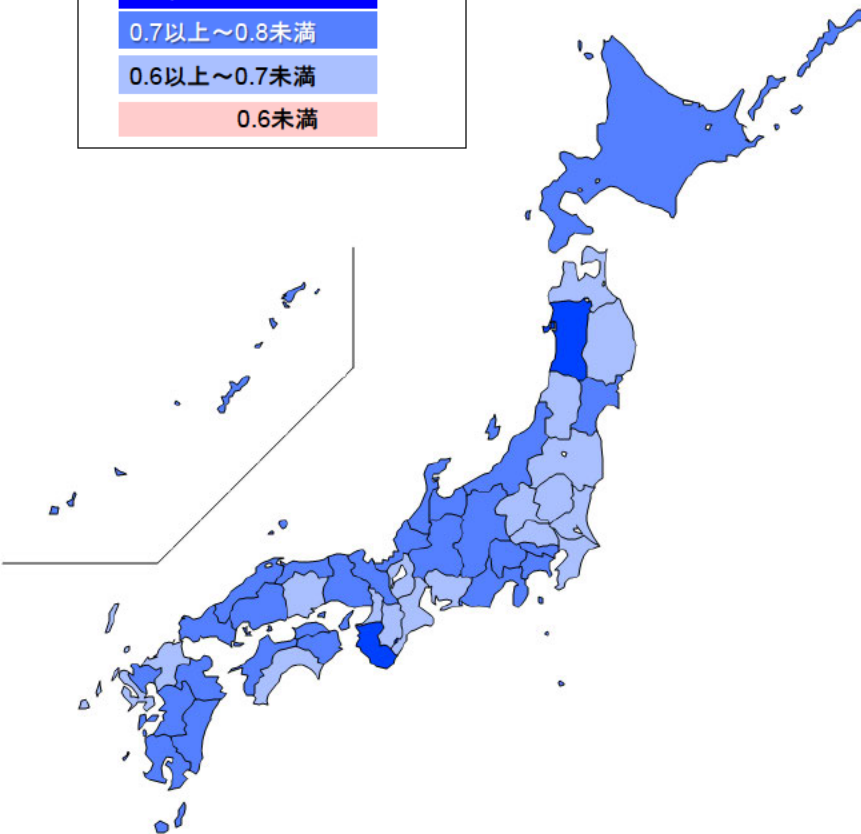
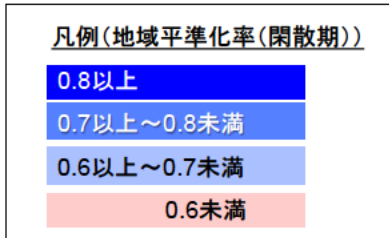
【工事】①地域平準化率(閑散期のボトムアップ)(県域単位※)

$$\text{地域平準化率(閑散期・件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
 対象:契約金額500万円以上の工事
 稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率(閑散期)の基準値(R6)



■基準値(R6)と目標値(R11)

県域	地域平準化率(閑散期)		県域	地域平準化率(閑散期)		県域	地域平準化率(閑散期)	
	基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)
北海道	0.71	⇒ 0.75	石川県	0.71	⇒ 0.80以上	岡山県	0.68	⇒ 0.90
青森県	0.68	⇒ 0.75	福井県	0.76	⇒ 0.79	広島県	0.79	⇒ 0.90
岩手県	0.69	⇒ 0.75	山梨県	0.72	⇒ 0.80	山口県	0.76	⇒ 0.90
宮城県	0.73	⇒ 0.75	長野県	0.77	⇒ 0.80	徳島県	0.76	⇒ 1.00
秋田県	0.82	⇒ 0.80	岐阜県	0.71	⇒ 0.80	香川県	0.77	⇒ 1.00
山形県	0.69	⇒ 0.75	静岡県	0.71	⇒ 0.80	愛媛県	0.76	⇒ 1.00
福島県	0.64	⇒ 0.75	愛知県	0.68	⇒ 0.80	高知県	0.66	⇒ 1.00
茨城県	0.66	⇒ 0.80	三重県	0.63	⇒ 0.80	福岡県	0.67	⇒ 0.80以上
栃木県	0.69	⇒ 0.80	滋賀県	0.67	⇒ 0.77	佐賀県	0.75	⇒ 0.80以上
群馬県	0.68	⇒ 0.80	京都府	0.71	⇒ 0.77	長崎県	0.68	⇒ 0.80以上
埼玉県	0.67	⇒ 0.80	大阪府	0.69	⇒ 0.77	熊本県	0.74	⇒ 0.80以上
千葉県	0.67	⇒ 0.80	兵庫県	0.75	⇒ 0.78	大分県	0.79	⇒ 0.80以上
東京都	0.77	⇒ 0.80	奈良県	0.66	⇒ 0.77	宮崎県	0.71	⇒ 0.80以上
神奈川県	0.73	⇒ 0.80	和歌山県	0.84	⇒ 0.81	鹿児島県	0.70	⇒ 0.80以上
新潟県	0.77	⇒ 0.80以上	鳥取県	0.78	⇒ 0.90	沖縄県	0.71	⇒ 0.80
富山県	0.75	⇒ 0.80以上	島根県	0.73	⇒ 0.90	全国	0.72	3

【工事】①地域平準化率(繁忙期のピークカット)(地域ブロック単位※)

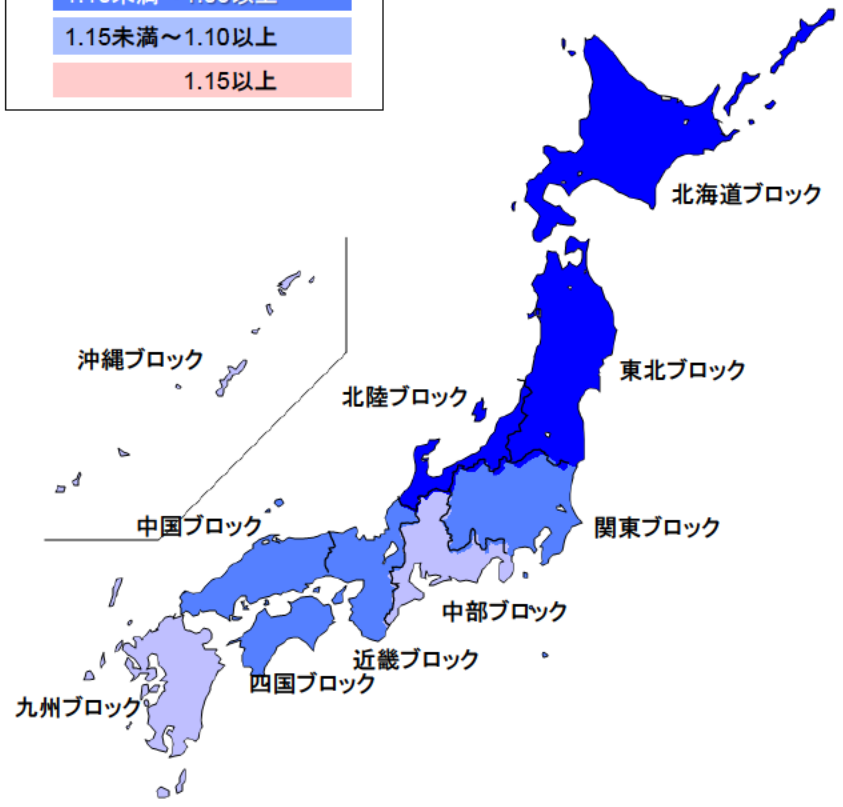
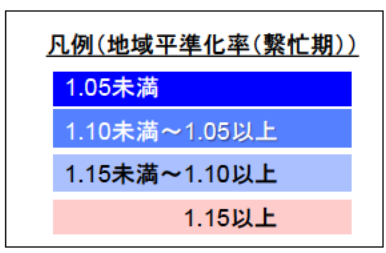
$$\text{地域平準化率(繁忙期・件数)} = \frac{\text{1～3月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※地域ブロック単位:地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用
 対象:契約金額500万円以上の工事
 稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■地域平準化率(繁忙期)の基準値(R6)



■基準値(R6)と目標値(R11)

地域ブロック	地域平準化率(繁忙期)		対象範囲
	基準値(R6)	目標値(R11)	
北海道	0.85	⇒ 1.00	北海道
東北	0.98	⇒ 0.98	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	1.09	⇒ 1.00	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.96	⇒ 1.00以下	新潟県、富山県、石川県
中部	1.10	⇒ 1.08	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	1.08	⇒ 1.10	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	1.09	⇒ 1.10	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	1.08	⇒ 1.00	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	1.11	⇒ 1.10以下	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	1.11	⇒ 1.10	沖縄県
全国	1.07		

※地域ブロック内に豪雪地域が含まれる等、対象期間が繁忙期では無い地域が含まれる地域ブロックでは、例年の傾向を基に目標値を定めている場合がある

【工事】①地域平準化率(繁忙期のピークカット)(県域単位※)

$$\text{地域平準化率(繁忙期・件数)} = \frac{\text{1～3月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象:契約金額500万円以上の工事
稼働件数:当該月に工期が含まれるもの

■地域平準化率(繁忙期)の基準値(R6)

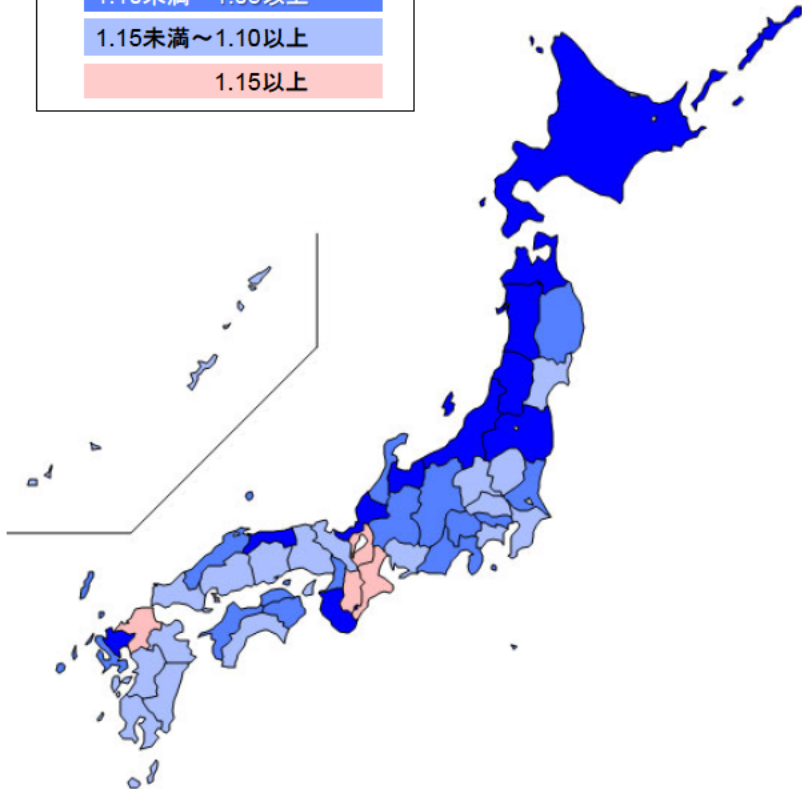
凡例(地域平準化率(繁忙期))

1.05未満

1.10未満～1.05以上

1.15未満～1.10以上

1.15以上



■基準値(R6)と目標値(R11)

県域	地域平準化率(繁忙期)		県域	地域平準化率(繁忙期)		県域	地域平準化率(繁忙期)	
	基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)
北海道	0.83	⇒ 1.00	石川県	1.06	⇒ 1.00以下	岡山県	1.14	⇒ 1.10
青森県	0.90	⇒ 0.90	福井県	0.96	⇒ 1.00	広島県	1.11	⇒ 1.10
岩手県	1.07	⇒ 1.00	山梨県	1.09	⇒ 1.00	山口県	1.12	⇒ 1.10
宮城県	1.10	⇒ 1.00	長野県	1.05	⇒ 1.00	徳島県	1.09	⇒ 1.00
秋田県	0.89	⇒ 0.89	岐阜県	1.07	⇒ 1.07	香川県	1.06	⇒ 1.00
山形県	0.92	⇒ 0.92	静岡県	1.08	⇒ 1.07	愛媛県	1.06	⇒ 1.00
福島県	1.03	⇒ 1.00	愛知県	1.12	⇒ 1.08	高知県	1.14	⇒ 1.00
茨城県	1.09	⇒ 1.00	三重県	1.18	⇒ 1.10	福岡県	1.16	⇒ 1.10以下
栃木県	1.14	⇒ 1.00	滋賀県	1.16	⇒ 1.10	佐賀県	1.03	⇒ 1.10以下
群馬県	1.10	⇒ 1.05	京都府	1.11	⇒ 1.10	長崎県	1.08	⇒ 1.10以下
埼玉県	1.13	⇒ 1.00	大阪府	1.09	⇒ 1.10	熊本県	1.12	⇒ 1.10以下
千葉県	1.13	⇒ 1.00	兵庫県	1.14	⇒ 1.10	大分県	1.14	⇒ 1.10以下
東京都	1.05	⇒ 1.00	奈良県	1.18	⇒ 1.10	宮崎県	1.11	⇒ 1.10以下
神奈川県	1.14	⇒ 1.00	和歌山県	0.99	⇒ 1.10	鹿児島県	1.12	⇒ 1.10以下
新潟県	0.90	⇒ 1.00以下	鳥取県	1.02	⇒ 1.10	沖縄県	1.12	⇒ 1.10
富山県	0.96	⇒ 1.00以下	島根県	1.05	⇒ 1.10	全国	1.08	

※県域内に豪雪地域が含まれる等、対象期間が繁忙期では無い地域が含まれる県域では、**5**例年の傾向を基に目標値を定めている場合がある

【工事】②週休2日の達成状況(休日の確保)(地域ブロック単位※)

$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休以上達成件数}}{\text{年度の工事完了件数}}$$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市発注の集計対象工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

対象期間: 当該年度(4月1日～3月31日)に完了した工事

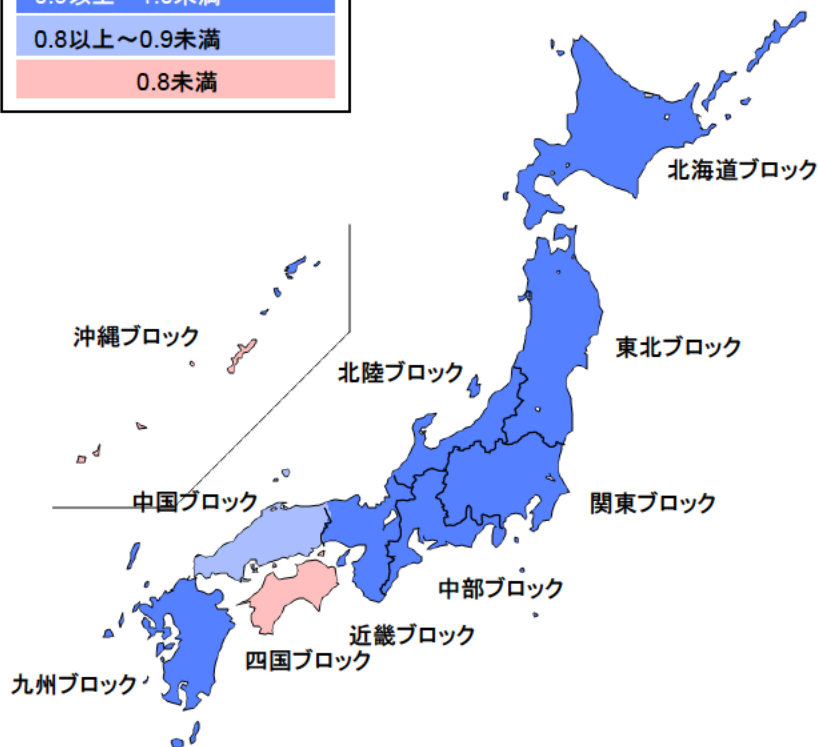
4週8休以上達成件数: 対象期間内に完了した工事(災害緊急復旧工事等の週休2日が実施困難な工事を除く)のうち、4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を達成した工事の件数

年度の工事完了件数: 対象期間内に完了した工事(災害緊急復旧工事等の週休2日が実施困難な工事を除く)の件数

■週休2日達成率の基準値 (R6)

凡例(週休2日達成率)

1.0
0.9以上～1.0未満
0.8以上～0.9未満
0.8未満



■基準値 (R6) と目標値 (R11)

地域ブロック	週休2日達成率		対象範囲
	基準値 (R6)	目標値 (R11)	
北海道	0.99	⇒ 1.00	北海道
東北	0.93	⇒ 1.00	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.96	⇒ 1.00	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.95	⇒ 1.00	新潟県、富山県、石川県
中部	0.90	⇒ 1.00	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.97	⇒ 1.00	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.87	⇒ 1.00	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.78	⇒ 1.00	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.94	⇒ 1.00	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.74	⇒ 1.00	沖縄県
全国	0.93		

【工事】②週休2日の達成状況(休日の確保)(県域[政令市]単位※)

$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休以上達成件数}}{\text{年度の工事完了件数}}$$

※県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象工事を足し合わせて算出

対象期間：当該年度(4月1日～3月31日)に完了した工事

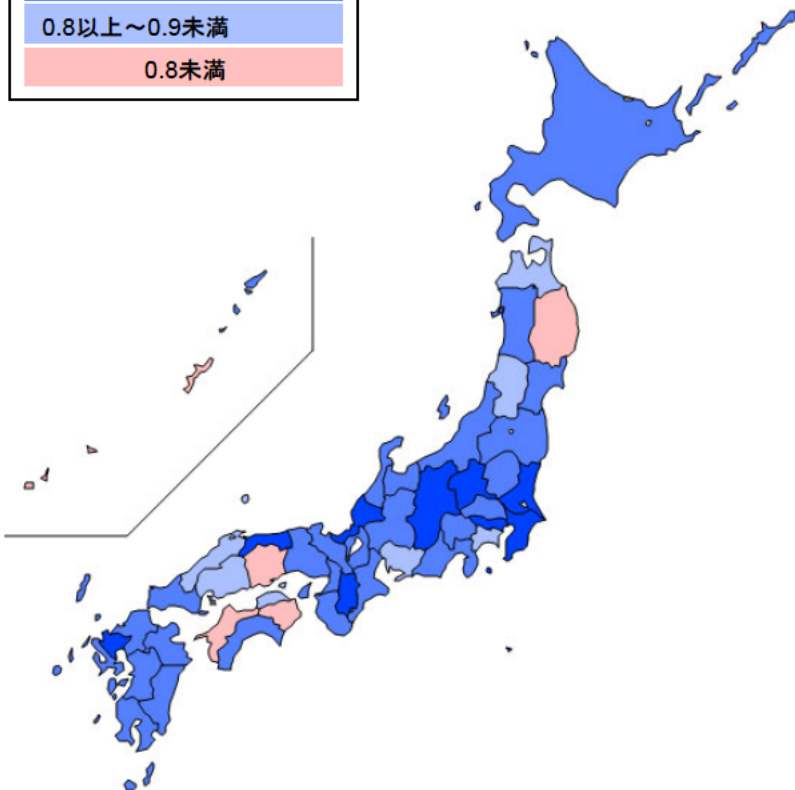
4週8休以上達成件数：対象期間内に完了した工事(災害緊急復旧工事等の週休2日が実施困難な工事を除く)のうち、4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)を達成した工事の件数

年度の工事完了件数：対象期間内に完了した工事(災害緊急復旧工事等の週休2日が実施困難な工事を除く)の件数

■週休2日達成率の基準値 (R6)

凡例(週休2日達成率)

1.0
0.9以上～1.0未満
0.8以上～0.9未満
0.8未満



■基準値 (R6) と目標値 (R11)

県域	週休2日達成率		県域	週休2日達成率		県域	週休2日達成率	
	基準値 (R6)	目標値 (R11)		基準値 (R6)	目標値 (R11)		基準値 (R6)	目標値 (R11)
北海道	0.99	⇒ 1.00	石川県	0.94	⇒ 1.00	岡山県	0.76	⇒ 1.00
青森県	0.88	⇒ 1.00	福井県	1.00	⇒ 1.00	広島県	0.86	⇒ 1.00
岩手県	0.77	⇒ 1.00	山梨県	0.97	⇒ 1.00	山口県	0.98	⇒ 1.00
宮城県	0.91	⇒ 1.00	長野県	1.00	⇒ 1.00	徳島県	0.76	⇒ 1.00
秋田県	0.99	⇒ 1.00	岐阜県	0.99	⇒ 1.00	香川県	0.80	⇒ 1.00
山形県	0.89	⇒ 1.00	静岡県	0.93	⇒ 1.00	愛媛県	0.56	⇒ 1.00
福島県	0.93	⇒ 1.00	愛知県	0.80	⇒ 1.00	高知県	0.95	⇒ 1.00
茨城県	1.00	⇒ 1.00	三重県	0.99	⇒ 1.00	福岡県	0.92	⇒ 1.00
栃木県	0.93	⇒ 1.00	滋賀県	0.99	⇒ 1.00	佐賀県	1.00	⇒ 1.00
群馬県	1.00	⇒ 1.00	京都府	0.98	⇒ 1.00	長崎県	0.93	⇒ 1.00
埼玉県	0.99	⇒ 1.00	大阪府	0.99	⇒ 1.00	熊本県	0.97	⇒ 1.00
千葉県	1.00	⇒ 1.00	兵庫県	0.91	⇒ 1.00	大分県	0.91	⇒ 1.00
東京都	1.00	⇒ 1.00	奈良県	1.00	⇒ 1.00	宮崎県	0.97	⇒ 1.00
神奈川県	0.89	⇒ 1.00	和歌山県	0.99	⇒ 1.00	鹿児島県	0.95	⇒ 1.00
新潟県	0.94	⇒ 1.00	鳥取県	1.00	⇒ 1.00	沖縄県	0.71	⇒ 1.00
富山県	0.96	⇒ 1.00	島根県	0.82	⇒ 1.00	全国	0.92	⇒ 1.00

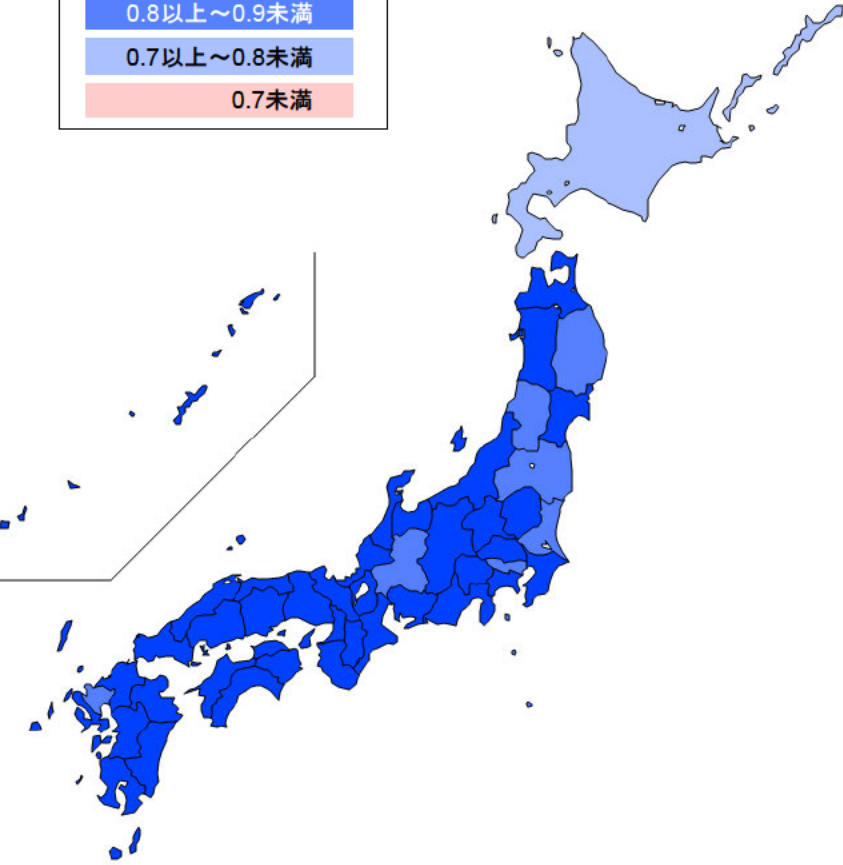
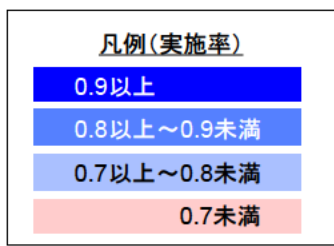
【工事】③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(県域単位※)

実施率(件数) = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した件数}}{\text{年度の工事契約件数}}$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村
発注の全ての工事を足し合わせて算出

年度の工事契約件数:当該年度において契約した工事の件数(随意契約を除く)
対象金額:都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市区町村は200万円を超える工事(随契除く)

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の参考基準値※(R6) ■参考基準値※(R6)と目標値(R11)



県域	実施率		県域	実施率		県域	実施率	
	基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)
北海道	0.76	⇒ 0.90	石川県	1.00	⇒ 1.00	岡山県	1.00	⇒ 1.00
青森県	0.96	⇒ 1.00	福井県	0.95	⇒ 1.00	広島県	1.00	⇒ 1.00
岩手県	0.88	⇒ 1.00	山梨県	1.00	⇒ 1.00	山口県	0.97	⇒ 1.00
宮城県	0.91	⇒ 1.00	長野県	0.92	⇒ 1.00	徳島県	0.99	⇒ 1.00
秋田県	0.91	⇒ 1.00	岐阜県	0.80	⇒ 1.00	香川県	0.98	⇒ 1.00
山形県	0.84	⇒ 1.00	静岡県	0.98	⇒ 1.00	愛媛県	0.99	⇒ 1.00
福島県	0.87	⇒ 1.00	愛知県	0.96	⇒ 1.00	高知県	0.99	⇒ 1.00
茨城県	0.85	⇒ 1.00	三重県	0.99	⇒ 1.00	福岡県	0.97	⇒ 1.00
栃木県	0.98	⇒ 1.00	滋賀県	1.00	⇒ 1.00	佐賀県	0.78	⇒ 1.00
群馬県	0.98	⇒ 1.00	京都府	0.98	⇒ 1.00	長崎県	0.99	⇒ 1.00
埼玉県	0.95	⇒ 1.00	大阪府	0.98	⇒ 1.00	熊本県	0.98	⇒ 1.00
千葉県	0.95	⇒ 1.00	兵庫県	0.95	⇒ 1.00	大分県	1.00	⇒ 1.00
東京都	0.87	⇒ 1.00	奈良県	0.95	⇒ 1.00	宮崎県	0.99	⇒ 1.00
神奈川県	0.98	⇒ 1.00	和歌山県	0.93	⇒ 1.00	鹿児島県	0.99	⇒ 1.00
新潟県	0.93	⇒ 1.00	鳥取県	0.94	⇒ 1.00	沖縄県	0.94	⇒ 1.00
富山県	0.90	⇒ 1.00	島根県	0.90	⇒ 1.00	全国	0.94	

※新・全国統一指標におけるR6実績値を用いているため参考基準値とする。
(都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市区町村は130万円を超える工事(随契除く)が対象)

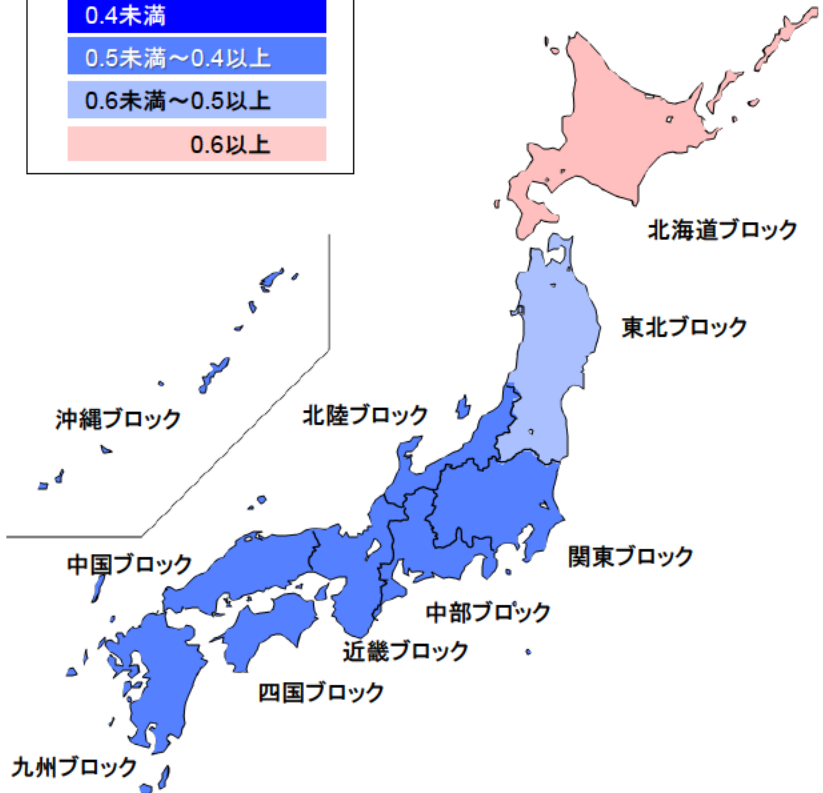
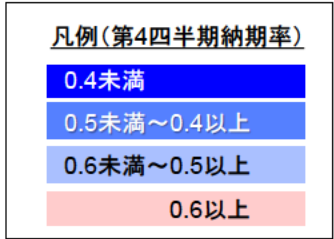
【業務】①第4四半期納期率の状況(地域ブロック単位※)

第4四半期納期率(件数) = $\frac{\text{第4四半期(1~3月)に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$ ※地域ブロック単位:地域ブロック管内の国等(国土交通省以外の国の機関を含む)、都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)および「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)」に登録された業務
 営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務
 稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

■第4四半期納期率の基準値(R6)



■基準値(R6)と目標値(R11)

地域ブロック	第4四半期納期率		対象範囲
	基準値(R6)	目標値(R11)	
北海道	0.65	⇒ 0.50	北海道
東北	0.52	⇒ 0.45以下	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.47	⇒ 0.40	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.46	⇒ 0.35以下	新潟県、富山県、石川県
中部	0.46	⇒ 0.40	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.49	⇒ 0.46	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.46	⇒ 0.35	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.45	⇒ 0.40未満	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.46	⇒ 0.40以下	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.48	⇒ 0.40	沖縄県
全国	0.49		

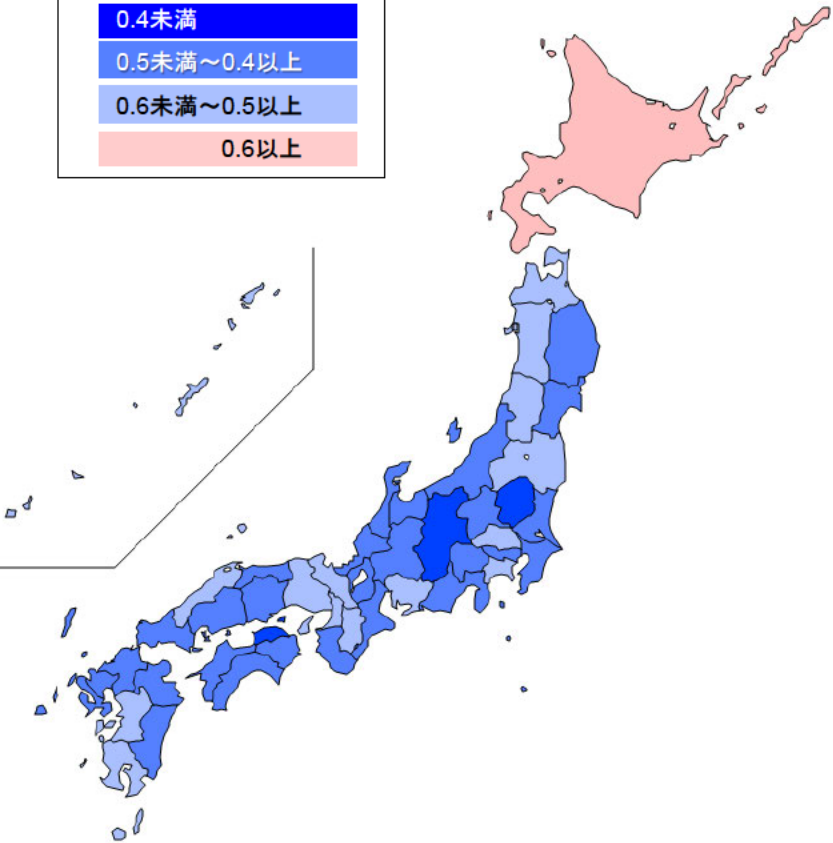
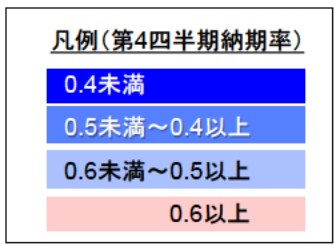
【業務】①第4四半期納期率の状況(県域[政令市]単位※)

第4四半期納期率(件数) = $\frac{\text{第4四半期(1~3月)に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県・政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)および「農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)」に登録された業務
 営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務
 稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

■第4四半期納期率の基準値(R6)



■基準値(R6)と目標値(R11)

県域	第4四半期納期率		県域	第4四半期納期率		県域	第4四半期納期率	
	基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)
北海道	0.67	⇒ 0.50	石川県	0.42	⇒ 0.35以下	岡山県	0.46	⇒ 0.35
青森県	0.52	⇒ 0.45以下	福井県	0.45	⇒ 0.46	広島県	0.49	⇒ 0.35
岩手県	0.47	⇒ 0.45以下	山梨県	0.47	⇒ 0.40	山口県	0.43	⇒ 0.35
宮城県	0.49	⇒ 0.45以下	長野県	0.35	⇒ 0.32	徳島県	0.42	⇒ 0.40未満
秋田県	0.53	⇒ 0.45以下	岐阜県	0.41	⇒ 0.40	香川県	0.35	⇒ 0.40未満
山形県	0.59	⇒ 0.45以下	静岡県	0.45	⇒ 0.40	愛媛県	0.49	⇒ 0.40未満
福島県	0.57	⇒ 0.45以下	愛知県	0.51	⇒ 0.40	高知県	0.49	⇒ 0.40未満
茨城県	0.46	⇒ 0.40	三重県	0.43	⇒ 0.40	福岡県	0.48	⇒ 0.40以下
栃木県	0.39	⇒ 0.35	滋賀県	0.44	⇒ 0.46	佐賀県	0.49	⇒ 0.40以下
群馬県	0.43	⇒ 0.40	京都府	0.50	⇒ 0.43	長崎県	0.41	⇒ 0.40以下
埼玉県	0.50	⇒ 0.40	大阪府	0.58	⇒ 0.47	熊本県	0.52	⇒ 0.40以下
千葉県	0.49	⇒ 0.40	兵庫県	0.50	⇒ 0.46	大分県	0.44	⇒ 0.40以下
東京都	0.49	⇒ 0.40	奈良県	0.53	⇒ 0.46	宮崎県	0.40	⇒ 0.40以下
神奈川県	0.51	⇒ 0.40	和歌山県	0.45	⇒ 0.43	鹿児島県	0.50	⇒ 0.40以下
新潟県	0.46	⇒ 0.35以下	鳥取県	0.44	⇒ 0.35	沖縄県	0.54	⇒ 0.40
富山県	0.43	⇒ 0.35以下	島根県	0.51	⇒ 0.35	全国	0.49	10

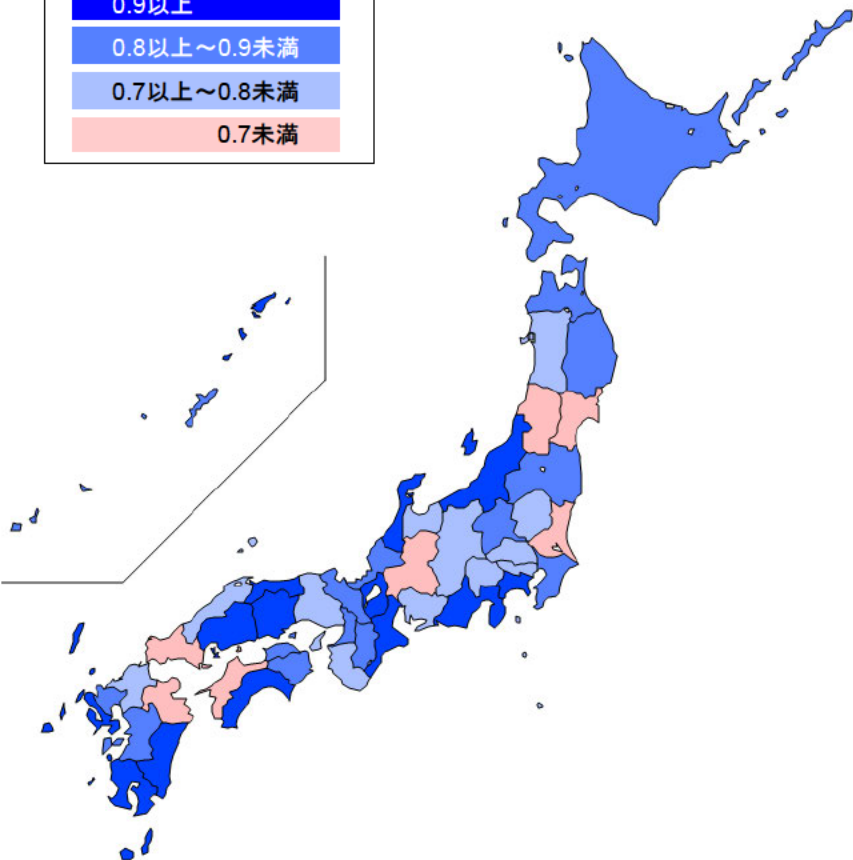
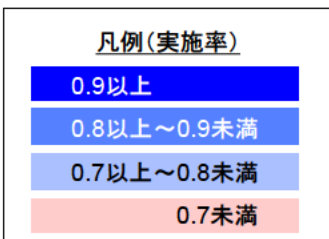
【業務】②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(県域単位※)

実施率(件数) = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した件数}}{\text{年度の業務契約件数}}$ ※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の全ての対象業務を足し合わせて算出

対象業務: 土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント
 対象金額: 都道府県・政令市は200万円を超える業務(随契除く)、市区町村は100万円を超える業務(随契除く)

■低入札価格調査基準又は最低制限価格設定割合の参考基準値※(R6)

■参考基準値※(R6)と目標値(R11)



県域	実施率		県域	実施率		県域	実施率	
	基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)		基準値(R6)	目標値(R11)
北海道	0.80	⇒ 1.00	石川県	0.93	⇒ 1.00	岡山県	0.94	⇒ 1.00
青森県	0.82	⇒ 1.00	福井県	0.86	⇒ 1.00	広島県	1.00	⇒ 1.00
岩手県	0.88	⇒ 1.00	山梨県	0.78	⇒ 1.00	山口県	0.59	⇒ 1.00
宮城県	0.67	⇒ 1.00	長野県	0.79	⇒ 1.00	徳島県	0.89	⇒ 1.00
秋田県	0.76	⇒ 1.00	岐阜県	0.67	⇒ 1.00	香川県	0.80	⇒ 1.00
山形県	0.62	⇒ 1.00	静岡県	0.93	⇒ 1.00	愛媛県	0.69	⇒ 1.00
福島県	0.80	⇒ 1.00	愛知県	0.73	⇒ 1.00	高知県	0.91	⇒ 1.00
茨城県	0.59	⇒ 1.00	三重県	0.95	⇒ 1.00	福岡県	0.74	⇒ 1.00
栃木県	0.76	⇒ 1.00	滋賀県	0.92	⇒ 1.00	佐賀県	0.81	⇒ 1.00
群馬県	0.88	⇒ 1.00	京都府	0.80	⇒ 1.00	長崎県	0.99	⇒ 1.00
埼玉県	0.77	⇒ 1.00	大阪府	0.86	⇒ 1.00	熊本県	0.82	⇒ 1.00
千葉県	0.80	⇒ 1.00	兵庫県	0.77	⇒ 1.00	大分県	0.17	⇒ 1.00
東京都	0.70	⇒ 1.00	奈良県	0.89	⇒ 1.00	宮崎県	0.93	⇒ 1.00
神奈川県	0.95	⇒ 1.00	和歌山県	0.77	⇒ 1.00	鹿児島県	0.99	⇒ 1.00
新潟県	0.91	⇒ 1.00	鳥取県	0.90	⇒ 1.00	沖縄県	0.84	⇒ 1.00
富山県	0.79	⇒ 1.00	島根県	0.76	⇒ 1.00	全国	0.80	

※新・全国統一指標におけるR6実績値を用いているため参考基準値とする。
 (都道府県・政令市は100万円を超える業務(随契除く)、市区町村は50万円を超える業務(随契除く)が対象)

地域独自指標の基準値・目標値の設定状況

北海道ブロック

- 総合評価の導入状況(工事)

	基準値	目標値
北海道ブロック:	24%	70%
北海道県域 :	18%	65%
- プロポ・総合評価の導入状況(業務)

	基準値	目標値
北海道ブロック:	43%	60%
北海道県域 :	39%	55%

東北ブロック

- (工事)
 - 最新の積算基準

	基準値	目標値
基準値	62%	100%
目標値	100%	100%
 - 設計変更ガイドライン

	基準値	目標値
基準値	68%	100%
目標値	100%	100%
 - 設計変更実施率

	基準値	目標値
基準値	47%	100%
目標値	100%	100%

 (75%以上の割合)
 - ICT土工の実施

	基準値	目標値
基準値	58%	100%
目標値	100%	100%

 (30%以上の割合)
 - ICT土工証明書の発行・活用

	基準値	目標値
基準値	33%	100%
目標値	100%	100%
- (業務)
 - 工事書類の標準化

	基準値	目標値
基準値	84%	100%
目標値	100%	100%
 - ウィークリースタンスの実施状況(工事)

	基準値	目標値
基準値	86%	100%
目標値	100%	100%
 - ウィークリースタンスの実施状況

	基準値	目標値
基準値	81%	100%
目標値	100%	100%

関東ブロック

- (工事)
 - 工事書類の簡素化の取り組み状況

	基準値	目標値
基準値	58%	100%
目標値	100%	100%
 - 情報共有システム(ASP)の導入状況

	基準値	目標値
基準値	44%	100%
目標値	100%	100%
 - 市区町村における週休2日制工事の取組状況

	基準値	目標値
基準値	66%	100%
目標値	100%	100%

 (1件以上実施している機関数の割合)
- (業務)
 - ウィークリースタンスの実施

	基準値	目標値
基準値	78%	100%
目標値	100%	100%

北陸ブロック

- (工事)週休2日の実施 ※市町村含む

	【取組状況】		【達成状況】	
	基準値	目標値	基準値	目標値
北陸ブロック	: 0.81	1.00	0.85	1.00
新潟県域	: 0.61	1.00	0.77	1.00
富山県域	: 0.86	1.00	0.87	1.00
石川県域	: 0.95	1.00	0.94	1.00
- (工事)スライド変更の実施

	【単品スライド】		【インプレスライド】	
	基準値	目標値	基準値	目標値
北陸ブロック	: 0.93	1.00	0.93	1.00
新潟県域	: 0.94	1.00	0.94	1.00
富山県域	: 0.88	1.00	0.88	1.00
石川県域	: 0.90	1.00	0.90	1.00

中部ブロック

- (工事)

	基準値	目標値
適正な工期設定	82%	100%
建設ICTの導入	20%	100%
受発注者間の工事情報の共有状況	40%	100%
- (業務)

	基準値	目標値
受発注者間の情報の共有状況	10%	100%

近畿ブロック

- (工事)
 - 工事の適切な設計変更

	基準値	目標値
福井県域	: 0.76	1.00
滋賀県域	: 0.89	1.00
京都府域	: 1.00	1.00
大阪府域	: 0.63	1.00
兵庫県域	: 1.00	1.00
奈良県域	: 0.90	1.00
和歌山県域	: 0.90	1.00
目標値	全県域: 1.00	1.00
 - 余裕期間制度の活用

	目標値
全県域	: 1.00
 - ウィークリースタンスの活用

	目標値
全県域	: 1.00
- (業務)
 - ウィークリースタンスの活用

	目標値
全県域	: 1.00

地域独自指標の基準値・目標値の設定状況

中国ブロック

(工事)

・予定価の事後公表
基準値 70%
目標値 100%

・総合評価の実施基準を定め運用
基準値 80%
目標値 100%

・ICT活用工事(土工)の発注者
指定型の取組
基準値 76%
目標値 100%

(業務)

・ウィークリースタンスの実施
基準値 53%
目標値 100%

四国ブロック

	指標項目	機関	基準値	目標値
工 事	○週休2日の達成状況(適正な工期設定)	四国内市町村	11.6%	100.0%
	○スライド条項の設定等	全機関	83.2%	100.0%
	○情報通信技術を活用した生産性向上	全機関	14.2%	100.0%
	○受注者との情報共有、協議の迅速化 (スリム化ガイドラインを適用) (設計変更審査会を実施) (三者会議を実施)	全機関	49.3%	100.0%
業 務	○情報通信技術を活用した生産性向上	全機関	11.6%	100.0%
	○プロポーザル方式、総合評価落札方式の積極的な活用	全機関	53.6%	100.0%
	○受注者との情報共有、協議の迅速化 (ウィークリースタンスの実施) (スケジュール管理表、合同現地踏査等の実施)	全機関	55.4%	100.0%

九州ブロック

(工事)

・猛暑日等を考慮した工期の実施状況
基準値 0.14
目標値 1.00

・情報共有システムの導入状況
基準値 0.18
目標値 1.00

(業務)

・設計変更ガイドラインの活用または
準用状況
基準値 0.62
目標値 1.00

沖縄ブロック

(工事)

・最新の積算基準
基準値 0.74
目標値 0.80以上

・設計変更ガイドライン
基準値 0.78
目標値 0.80以上

(業務)

・最新の積算基準
基準値 0.72
目標値 0.80以上

・設計変更ガイドライン
基準値 0.70
目標値 0.80以上

第三次・全国統一指標 令和8年度目標値(案)

第三次・全国統一指標(R8目標値) (工事)

- 平準化率(閑散期)のR8目標値は近畿ブロック全体で0.79
- 平準化率(繁忙期)のR8目標値は近畿ブロック全体で 1.09
- 週休2日達成率(4週8休以上達成状況)R8目標値は近畿ブロック全体で0.98
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(工事)R8目標値は基準値から、均等割りで設定

	第三次・全国統一指標											
	平準化率(閑散期) (工事)			平準化率(繁忙期) (工事)			週休2日達成率 (4週8休以上達成状況) (工事)			低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定状況(工事)		
	R6年度 (実績)	目標 (R8)	目標 (R11)	R6年度 (実績)	目標 (R8)	目標 (R11)	R6年度 (実績)	目標 (R8)	目標 (R11)	R6年度 (実績)	目標 (R8)	目標 (R11)
近畿ブロック	0.75	0.79	0.81	1.08	1.09	1.10	0.97	0.98	1.00	—	—	—
福井県域	0.76	0.77	0.79	0.96	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.95	0.97	1.00
滋賀県域	0.67	0.71	0.77	1.16	1.14	1.10	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00
京都府域	0.71	0.73	0.77	1.11	1.11	1.10	0.98	0.99	1.00	0.98	0.99	1.00
大阪府域	0.69	0.72	0.77	1.09	1.09	1.10	0.99	0.99	1.00	0.98	0.99	1.00
兵庫県域	0.75	0.76	0.78	1.14	1.12	1.10	0.91	0.95	1.00	0.95	0.97	1.00
奈良県域	0.66	0.70	0.77	1.18	1.15	1.10	1.00	1.00	1.00	0.93	0.96	1.00
和歌山県域	0.84※	0.79	0.81	0.99※	1.10	1.10	0.99	0.99	1.00	0.93	0.96	1.00

調査対象機関
○:国等
○:都道府県
○:政令市
○:市町村

調査対象機関
○:国等
○:都道府県
○:政令市
○:市町村

調査対象機関
○:国等
○:都道府県
○:政令市
○:市町村

調査対象機関
—:国等
○:都道府県
○:政令市
○:市町村

※和歌山県域について、R6実績値が災害対応工事による異常値

第三次・全国統一指標(R8目標値) (業務)

- 第4四半期納期率(件数): 地域平準化率(履行期限の分散)のR8目標値は近畿ブロック全体で0.48
- 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務)のR8目標値は基準値から、均等割りで設定

	第三次・全国統一指標					
	地域平準化率 (履行期限の分散) (業務)			低入札価格調査基準又は最低 制限価格の設定状況(業務)		
	R6年度 (基準値)	目標R8	目標値 (R11)	R6年度 (基準値)	目標R8	目標値 (R11)
近畿ブロック	0.49	0.48	0.46	—	—	—
福井県域	0.45	0.45	0.46	0.86	0.92	1.00
滋賀県域	0.44	0.45	0.46	0.92	0.95	1.00
京都府域	0.50	0.47	0.43	0.8	0.88	1.00
大阪府域	0.58	0.54	0.47	0.86	0.92	1.00
兵庫県域	0.50	0.48	0.46	0.77	0.86	1.00
奈良県域	0.53	0.50	0.46	0.89	0.93	1.00
和歌山県域	0.45	0.44	0.43	0.77	0.86	1.00

調査対象機関
 ○: 国等
 ○: 都道府県
 ○: 政令市
 —: 市町村

調査対象機関
 —: 国等
 ○: 都道府県
 ○: 政令市
 ○: 市町村 ※

※ 第三次・全国統一指標より対象に追加

近畿ブロック独自指標(R8目標値)

- 工事の適切な設計変更(設計変更ガイドラインの策定) :R8目標値は基準値から、均等割りで算出
- 余裕期間制度の活用(工事) :0.48
- ウィークリースタンスの実施(工事・業務) :0.45(工事)、0.47(業務)

	近畿ブロック独自指標											
	工事の適切な設計変更 (設計変更ガイドライン策定・活用率)			余裕期間制度の活用(工事)			ウィークリースタンスの実施 (工事)			ウィークリースタンスの実施 (業務)		
	R6年度 (基準値)	目標R8	目標 (R11)	R6年度 (基準値)	目標R8	目標 (R11)	R6年度 (基準値)	目標R8	目標 (R11)	R6年度 (基準値)	目標R8	目標 (R11)
近畿ブロック	—	—	—	0.13	0.48	1.00	0.09	0.45	1.00	0.11	0.47	1.00
福井県域	0.76	0.86	1.00	0.17	0.50	1.00	0.00	0.40	1.00	0.17	0.50	1.00
滋賀県域	0.89	0.93	1.00	0.15	0.49	1.00	0.05	0.43	1.00	0.05	0.43	1.00
京都府域	1.00	1.00	1.00	0.19	0.51	1.00	0.00	0.40	1.00	0.00	0.40	1.00
大阪府域	0.63	0.78	1.00	0.09	0.45	1.00	0.05	0.43	1.00	0.02	0.41	1.00
兵庫県域	1.00	1.00	1.00	0.07	0.44	1.00	0.07	0.44	1.00	0.10	0.46	1.00
奈良県域	0.90	0.94	1.00	0.05	0.43	1.00	0.05	0.43	1.00	0.05	0.43	1.00
和歌山県域	0.90	0.92	1.00	0.06	0.44	1.00	0.10	0.46	1.00	0.10	0.46	1.00

調査対象機関
 —:国等
 ○:都道府県
 —:政令市
 ○:市町村

調査対象機関
 ○:国等
 ○:都道府県
 ○:政令市
 ○:市町村

調査対象機関
 ○:国等
 ○:都道府県
 ○:政令市
 ○:市町村

調査対象機関
 ○:国等
 ○:都道府県
 ○:政令市
 ○:市町村

対象		第三次・全国統一指標		
工事	平準化率(閑散期)(件数) = $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$			
	地域	R6年度 (実績)	目標 (R8)	目標 (R11)
	近畿ブロック	0.75	0.79	0.81
	福井県域	0.76	0.77	0.79
	滋賀県域	0.67	0.71	0.77
	京都府域	0.71	0.73	0.77
	大阪府域	0.69	0.72	0.77
	兵庫県域	0.75	0.76	0.78
	奈良県域	0.66	0.70	0.77
	和歌山県域	0.84※	0.79	0.81
取組項目(継続)				
<ul style="list-style-type: none"> ・(さ)債務負担行為の活用 ・(し)柔軟な工期設定 ・(す)速やかな繰越手続き ・(せ)積算の前倒し ・(そ)早期執行(特に第1四半期)のための目標設定 				
調査対象機関				
○:国等				
○:都道府県				
○:政令市				
○:市町村				

※和歌山県域について、R6実績値が災害対応工事による異常値であるため、目標(R11)は0.81を設定している(R5実績値は0.69)

1. R11年の目標値は第18回協議会で決定
2. R8の値はR6基準値から、R11年までの均等割りで算出

R8年度以降の取組内容(案)

1. 府県・政令市においては平準化の先進事例「し・す」のさらなる活用を、市町村においては、「さ・し・す・せ・そ」全てを積極的に活用し、(R8)目標を達成するよう、地域平準化を進める。
2. 取組状況について適時アンケートを行い、進捗の確認・共有を行う。

対象		第三次・全国統一指標		
工事	平準化率(繁忙期)(件数) = $\frac{(1\sim3\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$			
	地域	R6年度 (実績)	目標 (R8)	目標 (R11)
	近畿ブロック	1.08	1.09	1.10
	福井県域	0.96	0.98	1.00
	滋賀県域	1.16	1.14	1.10
	京都府域	1.11	1.11	1.10
	大阪府域	1.09	1.09	1.10
	兵庫県域	1.14	1.12	1.10
	奈良県域	1.18	1.15	1.10
	和歌山県域	0.99※	1.10	1.10
取組項目(継続) <ul style="list-style-type: none"> ・(さ)債務負担行為の活用 ・(し)柔軟な工期設定 ・(す)速やかな繰越手続き ・(せ)積算の前倒し ・(そ)早期執行(特に第1四半期)のための目標設定 				
調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村				

※和歌山県域について、R6実績値が災害対応工事による異常値であるため、目標(R11)は1.10を設定している

1. R11年の目標値は第18回協議会で決定
2. R8の値はR6基準値から、R11年までの均等割りで算出

R8年度以降の取組内容(案)

1. 府県・政令市においては平準化の先進事例「し・す」のさらなる活用を、市町村においては、「さ・し・す・せ・そ」全てを積極的に活用し、(R8)目標を達成するよう、地域平準化を進める。
2. 取組状況について適時アンケートを行い、進捗の確認・共有を行う。

対象		第三次・全国統一指標		
工事	週休2日の達成状況 = $\frac{\text{該当年度に完了した工事(災害緊急復旧工事等を除く)のうち、実際に4週8休以上(現場閉所・交代制問わず)行ったと認められる工事件数}}{\text{該当年度の工事完了件数(災害緊急復旧工事等を除く)}}$			
	地域	R6年度 (実績)	目標 (R8)	目標 (R11)
	近畿ブロック	0.97	0.98	1.00
	福井県域	1.00	1.00	1.00
	滋賀県域	0.99	0.99	1.00
	京都府域	0.98	0.99	1.00
	大阪府域	0.99	0.99	1.00
	兵庫県域	0.91	0.95	1.00
	奈良県域	1.00	1.00	1.00
和歌山県域	0.99	0.99	1.00	
		取組項目 ・週休2日対象工事の達成率 ・基準書等に基づく工期設定 ・公告時に施工条件を提示		調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ー:市町村

1. R11年の目標値は第18回協議会で決定
2. R8の値はR6基準値から、R11年までの均等割りで算出

R8年度以降の取組内容(案)

1. (R8)目標を達成するよう、週休2日対象工事の達成拡大に向けた取組を行う。
2. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

対象		第三次・全国統一指標		
工事	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の工事発注件数)}}$		
	地域	R6年度 (実績)	目標 (R8)	目標 (R11)
	近畿ブロック	—	—	—
	福井県域	0.95	0.97	1.00
	滋賀県域	1.00	1.00	1.00
	京都府域	0.98	0.99	1.00
	大阪府域	0.98	0.99	1.00
	兵庫県域	0.95	0.97	1.00
	奈良県域	0.95	0.97	1.00
	和歌山県域	0.93	0.96	1.00
取組項目(継続) ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(R4)の使用				
調査対象機関 —:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村				

1. R11年の目標値は第18回協議会で決定
2. R8の値はR6基準値から、R11年までの均等割りで算出

R8年度以降の取組内容(案)

1. 滋賀県域以外の府県域においては、(R8)目標を達成するよう、すべての工事発注への適用を徹底する。
2. 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進する。
3. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗確認・共有を行う。

対象		第三次・全国統一指標			
業務	第4四半期納期率(件数) =		$\frac{\text{(第4四半期[1~3月]に完成する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$		
	地域	基準値(R6)	目標R8	目標(R11)	取組項目(新規) ・繰越明許費の活用 ・債務負担行為の活用 ・履行期間平準化のための目標設定 調査対象機関 ○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市町村
	近畿ブロック	0.49	0.48	0.46	
	福井県域	0.45	0.45	0.46	
	滋賀県域	0.44	0.45	0.46	
	京都府域	0.50	0.47	0.43	
	大阪府域	0.58	0.54	0.47	
	兵庫県域	0.50	0.48	0.46	
	奈良県域	0.53	0.50	0.46	
和歌山県域	0.45	0.44	0.43		

1. R11年の目標値は第18回協議会で決定
2. R8の値はR6基準値から、R11年までの均等割りで算出

R8年度以降の取組内容(案)

1. 繰越明許費・債務負担行為を積極的に活用する。
2. すべての府県域において(R8)目標を達成するよう、履行期間平準化のための具体的目標を設定し、平準化を進める。
3. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

対象		第三次・全国統一指標			
業務	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況		実施率(件数) = $\frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の業務発注件数)}}$		
	地域	R6年度 (実績)	目標 (R8)	目標 (R11)	
	近畿ブロック				取組項目(継続) ・低入札価格調査基準又は最低制限価格制度の導入率 ・最新モデル(R4)の使用
	福井県域				
	滋賀県域				
	京都府域				
	大阪府域				
	兵庫県域				
	奈良県域				
	和歌山県域				
				調査対象機関 ー:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市町村	

1. R11年の目標値は第18回協議会で決定
2. R8の値はR6基準値から、R11年までの均等割りで算出

R8年度以降の取組内容(案)

1. (R8)目標を達成するよう、すべての業務発注への適用を徹底する。
2. 基準価格の算定にあたっては、最新の中央公契連モデルを活用を推進する。
3. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗確認・共有を行う。

工事の適切な設計変更(工事)

対象	近畿独自指標				
	設計変更ガイドライン策定・活用率 $\text{策定率} = \frac{\text{(設計変更ガイドラインを策定・活用している市町村数)}}{\text{(市町村数)}}$				
工事	地域	R6年度 (基準値)	目標R8	目標 (R11)	取組項目(継続) ・設計変更ガイドラインの策定目標時期 調査対象機関 ー: 国等 ー: 都道府県 ー: 政令市 ○: 市町村
	近畿ブロック	—	—	—	
	福井県域	0.76	0.86	1.00	
	滋賀県域	0.89	0.93	1.00	
	京都府域	1.00	1.00	1.00	
	大阪府域	0.63	0.78	1.00	
	兵庫県域	1.00	1.00	1.00	
	奈良県域	0.90	0.94	1.00	
	和歌山県域	0.90	0.92	1.00	

※R6年度基準値は、実施済みが181市町村、実施予定が30市町村)

1. R11年の目標値は第18回協議会で決定
2. R8の値はR6基準値から、R11年までの均等割りで算出

R8年度以降の取組内容(案)

1. 京都府域、兵庫県域以外の府県域においては、(R8)目標を達成するよう、地域発注者協議会において具体的な取組目標を定め、推進を図る。
2. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

余裕期間制度の活用(工事)

対象		近畿独自指標			
工事	余裕期間制度の活用(工事)	$\text{活用率} = \frac{\text{(余裕期間制度の活用(工事)している、機関数)}}{\text{(機関数)}}$			
		地域	R6年度 (基準値)	目標R8	目標(R11)
		近畿ブロック	0.13	0.48	1.00
		福井県域	0.17	0.50	1.00
		滋賀県域	0.15	0.49	1.00
		京都府域	0.19	0.51	1.00
		大阪府域	0.09	0.45	1.00
		兵庫県域	0.07	0.44	1.00
		奈良県域	0.05	0.43	1.00
		和歌山県域	0.06	0.44	1.00
取組項目(新規) ・余裕期間制度の活用(工事)					
調査対象機関 ○: 国等 ○: 都道府県 ○: 政令市 ○: 市町村					
近畿ブロック活用率は全機関で計算					
※工事発注の無い機関は、調査対象から除外して、集計する。					

1. R11年の目標値は第18回協議会で決定
2. R8の値はR6基準値から、R11年までの均等割りで算出

R8年度以降の取組内容(案)

1. (R8)目標を達成するよう、地域発注者協議会において具体的な取組目標を定め、推進を図る。
2. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

ウィークリースタンスの実施(工事)

対象	近畿独自指標			
工事	ウィークリースタンスの実施		実施率 = $\frac{\text{(ウィークリースタンスの実施している機関数)}}{\text{(機関数)}}$	
	地域	R6年度 (基準値)	目標R8	目標(R11)
	近畿ブロック	0.09	0.45	1.00
	福井県域	0.00	0.40	1.00
	滋賀県域	0.05	0.43	1.00
	京都府域	0.00	0.40	1.00
	大阪府域	0.05	0.43	1.00
	兵庫県域	0.07	0.44	1.00
	奈良県域	0.05	0.43	1.00
和歌山県域	0.10	0.46	1.00	

取組項目(新規)

- ・ウィークリースタンスの実施

近畿ブロック実施率は全機関で計算

※工事発注の無い機関は、調査対象から除外して、集計する。

調査対象機関※

- : 国等
- : 都道府県
- : 政令市
- : 市町村

1. R11年の目標値は第18回協議会で決定
2. R8の値はR6基準値から、R11年までの均等割りで算出

R8年度以降の取組内容(案)

1. (R8)目標を達成するよう、地域発注者協議会において具体的な取組目標を定め、推進を図る。
2. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

ウィークリースタンスの実施(業務)

対象	近畿独自指標			
業務	ウィークリースタンスの実施		実施率 = $\frac{\text{(ウィークリースタンスの実施している機関数)}}{\text{(機関数)}}$	
	地域	R6年度 (基準値)	目標R8	目標(R11)
	近畿ブロック	0.11	0.47	1.00
	福井県域	0.17	0.50	1.00
	滋賀県域	0.05	0.43	1.00
	京都府域	0.00	0.40	1.00
	大阪府域	0.02	0.41	1.00
	兵庫県域	0.10	0.46	1.00
	奈良県域	0.05	0.43	1.00
和歌山県域	0.10	0.46	1.00	

取組項目(新規)

- ・ウィークリースタンスの実施

近畿ブロック実施率は全機関で計算
 ※業務発注の無い機関は、調査対象から除外して、集計する。

調査対象機関※
 ○: 国等
 ○: 都道府県
 ○: 政令市
 ○: 市町村

1. R11年の目標値は第18回協議会で決定
2. R8の値はR6基準値から、R11年までの均等割りで算出

R8年度以降の取組内容(案)

1. (R8)目標を達成するよう、地域発注者協議会において具体的な取組目標を定め、推進を図る。
2. 取組状況について、適時アンケート調査等により、進捗の確認・共有を行う。

令和8年度の取組について

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)発注機関目標値： 閑散期0.89、繁忙期1.10

取組内容：

- (1) 発注計画作成段階において、平準化率を満足できるように管理を行う。
 - ・第1四半期の工事稼働率を増やす必要があり、年度途中からの平準化率の改善は困難であることから、発注計画段階での平準化率を満足することが重要。
 - ・近畿地方整備局では、毎年1月～2月に発注ロットヒアリングを行うなど、事務所単位での平準化率の管理を実施。
- (2) 発注の遅延等に対しては、極力、翌債を活用するように取り組む。
 - ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)発注機関目標値： 1.00

取組内容：

- (1)維持工事を除く**すべての工事に法定休日・所定休日及び祝祭日を現場閉所とする週休2日工事。**
- (2)維持工事や工期に制約のある災害復旧工事、連続施工せざるを得ない工事においては、現場閉所での休日確保が難しく週休2日が浸透しにくい実態があることから、技術者及び技能労働者が交代しながら休日確保に取組み種、週休2日交代制モデル工事を活用する。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)発注機関目標値： 0.35

取組内容：

- (1) 早期発注や**国債を活用**した計画的な発注により、業務サイクルを見直す。
 - ・国債を活用した年度末発注の手続軽減とあわせ、年度当初発注案件の前倒しにより、年度末の履行期限を分散するような業務サイクルへの見直しを実施中。
- (2) 発注の遅延等に対しては、極力、**翌債を活用**するように取り組む。
 - ・発注の遅延に対しては、年度内執行に拘らず、翌債を活用し適切な工期設定を行う。

その他取組

(1)市町村キャラバンの実施

令和7年度に引き続き、令和8年9月～11月の間で市町村キャラバンを実施する。
各府県1市町村以上(希望があればそれ以上)実施する。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値:閑散期0.77、繁忙期0.98】

取組内容:

引き続き、上半期発注率の目標設定、早期発注による年内の工期設定、積算ストックの確保、補正予算の早期執行、速やかな繰越手続き、債務負担行為の積極的な活用に努め、原則すべての工事について、**工期の余裕期間制度(フレックス方式、発注者指定方式)を適用**するなど、施工時期の平準化に取り組んでいく。

(2)【市町村の目標値: - 】

取組内容:

引き続き、福井県地域発注者協議会を通じ、平準化に向けた取り組みを推進してもらうよう呼びかけるとともに、取り組みの遅れている市町に対しては、ヒアリングや個別訪問などによりフォローしていく。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値:1.00】

取組内容:

引き続き、緊急性の高い工事等を除く原則**すべての工事で完全週休2日工事を実施**していく。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)【発注機関目標値:0.45】

取組内容:

引き続き、工事と同様に、上半期発注率の目標設定、早期発注による年内の工期設定、補正予算の早期執行、速やかな繰越手続き、債務負担行為の積極的な活用により平準化に努めていく。

その他取組

市町に対して、福井県地域発注者協議会を通じ、工期の余裕期間制度(フレックス方式・発注者指定方式)の活用を推進してもらうよう呼びかけるとともに、取り組みの遅れている市町に対しては、ヒアリングや個別訪問などによりフォローしていく。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値: R8目標値 0.90以上(閑散期)、1.10以下(繁忙期)】

取組内容:

※R7実績値 1.02(閑散期)、1.04(繁忙期)

発注機関ごとに目標値(平準化率(閑散期、繁忙期))を設定するとともに、2か年分の発注計画を作成し、毎月の進行管理を行う。

その他、以下の取組を実施する。

・積極的な債務負担行為の活用 ・余裕期間制度を適用した発注 ・積算の前倒し

(2)【市町村の目標値: ー】

取組内容:

地域発注者協議会(分科会含む)にて、上記の県取組を説明するほか、市町の具体的な課題を聞き取り、具体的アドバイスを実施する。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値: ー】

取組内容:

R7.7以降、全部局(土木、営繕、下水道、森林、農政)において発注者指定方式で発注。

今年度より、総合評価方式において「週休2日+α(完全週休2日に加えて祝日に現場閉所)」の評価項目を導入(昨年度までモデル工事として試行)。余裕期間制度を活用する工事で適用。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)【発注機関目標値： R8目標値 **0.35以下**】※R7実績値 **0.35**

取組内容：

発注機関ごとに目標値(平準化率(第4四半期納期率))を設定するとともに、**2か年分の発注計画を作成し、毎月の進行管理**を行う。

担当者がイメージできるよう、「第4四半期完了件数を発注**担当者当たり1業務以下**」を目標に設定する。

その他、以下の取組を実施する。

- ・積極的な債務負担行為の活用
- ・余裕期間制度を適用した発注
- ・積算の前倒し

その他取組

- ・市町への取組促進に向けた、出前講座の開催
- ・地域発注者協議会分科会の開催
- ・近畿地方整備局の市町村キャラバンへの同行や、市町の県要望時に取組を要請

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値：R7年度実績値以上】

取組内容：「京都府公契約大綱に基づき施工時期の平準化を推進」

- ・9月議会へ繰越予算及び平準化債(債務負担行為の増額)予算を上程し、年間を通じて切れ目のない発注に努める。
- ・工期の余裕期間制度(フレックス工期)を活用

(2)【市町村の目標値：－】

取組内容：「公契連や発注者協議会を通じた情報提供」

- ・京都府の取組事例や平準化の目標値等の共有・普及促進
- ・市町村キャラバンによる働きかけ

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値：1.00】

取組内容：

- ・通年維持工事等を除くすべての土木工事で「週休2日制工事実施要領」を適用。
- ・緊急性が高く、土日祝に作業が必要な工事、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事においては、技術者及び技能労働者が交代しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制工事実施要領」を適用する。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)【発注機関目標値： R7年度実績値以上】

取組内容:「計画的な発注により、履行時期の平準化を推進」

- ・繰越予算及び平準化債を活用した発注時期の前倒しにより、履行期限の年度末への集中を抑制

その他取組

(1)低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

最新の公契連モデル式を使用し、ダンピング対策を徹底する。

(2)工事の適切な設計変更

設計変更に係る業務の円滑化を図るため工事請負契約における設計変更ガイドラインを策定

(3)余裕期間制度の活用

工期の余裕期間制度(フレックス工期)を活用するなど、施工時期の平準化に努める。【再掲】

(4)ウィークリースタンスの実施

令和7年9月1日からウィークリースタンス実施要領を策定し、計画的・効率的に工事及び業務を履行することで、より一層の品質向上に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の確保、育成を図る。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値:閑散期0.75、繁忙期1.10】

取組内容:

「債務負担行為の活用」

⇒予算要求段階(前年度)から計画的に実施

「積算の前倒し」

⇒工事・業務の1か月前倒しを幹部会議で働きかけ、業務積算の前年度実施を促進

「余裕期間制度の活用」

⇒「大阪府都市整備部「工事における余裕期間制度」」を活用

(2)【市町村の目標値:閑散期0.75、繁忙期1.10】

取組内容:

「大阪府地域発注者協議会等での情報提供」

⇒市町村委員(契約部局)だけでなく発注部局にも出席を依頼。大阪府の取組みや市町村の先行事例、市町村キャラバン等について情報提供し、市町村の取組みを一層促進。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値:全国平均値以上】

取組内容:

令和6年度より「大阪府都市整備部「週休2日工事」実施要領」を制定し、令和7年度より、完全週休2日(土日)の補正係数を新設するとともに、「週休2日交替制工事」を導入。引き続き、作業員の休日の確保を一層推進していく。

市町村へは適宜キャラバンや取組状況アンケートを実施し、取組の訴求を行っていく。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)【発注機関目標値： 0.47】

取組内容：

「債務負担行為の活用」

⇒ 予算要求段階(前年度)から計画的に実施

「積算の前倒し」

⇒ 工事・業務の1か月前倒しを幹部会議で働きかけ、業務積算の前年度実施を促進

その他取組

大阪府地域発注者協議会等において、特に市町村で取組みが進んでいない指標(第三次・全国統一指標または近畿ブロック独自指標)について、各指標に取り組む必要性を説明、及び大阪府の取組みや市町村の先行事例等を市町村に情報提供し、市町村の取組みを一層促進。さらに、市町村の各種要領整備が一層進むよう、府独自に提供している読替規定の活用について、引き続き周知する。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値：0.93(閑散期)、1.10(繁忙期)】

取組内容：

兵庫県では**繰越を柔軟**に行っており、閑散期はR5実績値0.90からR6実績値0.92(速報値)に向上、繁忙期はR5実績値1.16からR6実績値1.12(速報値)となり改善傾向である。

引き続き、1年を通して稼働工事件数になるべく同じになるよう**債務負担行為の活用**、余裕期間制度の活用、積算の前倒し、早期執行のための目標設定に努める。

(2)【市町村の目標値：0.76(閑散期)、1.12(繁忙期)】

取組内容：

兵庫県地域発注者協議会を開催し、地域平準化率の適正化に向け、市町への働きかけを行う。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値：0.95(兵庫県域)】

取組内容：

○対象工事

原則、**全ての土木請負工事※**を発注者指定型により発注

※休日に作業が必要な工事、24時間体制で作業が必要となる工事等はR6.10に導入した交替制で対応

○内容

完全週休2日制度：現場稼働中の工期における全ての土・日曜を閉所 (月2日を上限に、土日を平日に振替可)

完全週休2日制度(交替制)：技術者や技能労働者が交替しながら、週休2日の休日確保

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)【発注機関目標値： 0.48】

取組内容：

引き続き、適切な履行期間の確保や業務の履行時期の平準化に取り組む。

- ①明許繰越費用の活用
- ②債務負担行為の活用
- ③履行期間平準化のための目標設定(工事を含めて上半期の発注率が70%)

その他取組

取組内容：

地域発注者協議会や市長村キャラバンの実施を通して、発注者の責務および各種取組の重要性について理解を得るとともに、市が抱える課題等を把握・共有し、「余裕期間制度」および「ウィークリースタンス」の導入を図る。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値： 閑散期0.77 繁忙期1.10】

取組内容：

下記に留意しつつ、発注計画を策定し、それを元に進捗管理を行う。

- ・**施工規模の大きいもの**(設計金額5000万円以上)は、**上半期契約を基本**としつつ、**債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定**を行い、発注時期のバランスに配慮する。
- ・**施工規模の小さいもの**(設計金額5000万円未満)は、**債務負担行為の活用や柔軟な工期の設定**を行い、年度末工期設定の集中を避ける。
- ・**平準化率の見込みを試算し、目標値に届かない場合は、計画を見直す等の管理**を行う。
- ・**9月議会及び12月議会で速やかな繰越承認手続き**を行う。
- ・他部局とも連携を図り、平準化の取組を推進する。
- ・フレックス制度の活用検討を図る。

(2)【市町村の目標値： 閑散期0.77 繁忙期1.10】

取組内容：

- ・奈良県地域発注者協議会を通じて、各市町村へ平準化率目標値や県の取組事例の情報提供、また市町村の好事例などを共有を図り、より一層の取組を進める。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値： 1.00】

取組内容：

土木工事では令和7年8月以降、建築工事(建築設備工事を含む)では令和8年4月以降に起工する工事(維持工事等を除く)は、**当初設計に「完全週休2日(土日)」の費用を計上**。未達成時は実績に応じて減額、達成時は工事成績評価において評価し、週休2日の推進を図る。

土木工事においては、国土交通省の週休2日の取得に要する費用計上の試行の完了を受け、令和8年8月以降に起工する工事については検討中。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)【発注機関目標値： 0.46】

取組内容：

- ・第4四半期納期率(業務)については、工事と同様、債務負担行為の活用や12月議会での速やかな繰越承認等により、履行期間の平準化に努める。
- ・納期率の見込みを試算し、各出先機関等と結果を共有。

その他取組

○市町村における週休2日対象工事の実施について、奈良県地域発注者協議会を通じて、県及び先行市町村の取組状況の共有を行い、県全体としての取組を促進する。

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値:閑散期0.81、繁忙期1.10】

取組内容:

- ・債務負担行為の活用、速やかな繰越手続き等により、閑散期のボトムアップ、繁忙期のピークカットを図り、平準化を推進
- ・平準化率について県独自の目標値を設定するとともに、**工事管理システムにおいて見える化**し、取組を推進

(2)【市町村の目標値: - 】

取組内容:

- ・比較的規模の大きい工事の発注がある一部の市町において、債務負担行為の更なる活用を検討し始めたところ
- ・早期執行のための目標設定や早期発注といったこれまでの各市町村の取組に加え、更なる平準化率の向上を図るため、それぞれの実情を踏まえ、新たな取組を意見交換会で働きかける

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値: 1.00】

取組内容:

- ・**令和7年から、工期が1カ月未満の工事及び現場条件の制約等により現場閉所が困難な工事を新たに週休2日工事の対象に加え、原則全ての工事を完全週休2日工事として発注**

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)【発注機関目標値： 0.43】

取組内容：

- ・早期発注と適切な工程管理、債務負担行為の活用、速やかな繰越手続き等を通じて取組を推進
- ・納期率について、県独自の目標値を設定するとともに、**工事管理システムにおいて見える化**し、取組を推進

その他取組

○第三次・全国統一指標

- ・市町村における委託業務の低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定について、意見交換会を通じてダンピング対策の必要性を説明し、取組を促進

○近畿ブロック独自指標

- ・設計変更ガイドラインや余裕期間制度、ウィークリースタンスの導入について、意見交換会を通じて県の実施内容を説明し、取組を促進

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値： 閑散期 0.73、繁忙期 1.11】

取組内容：

ア 積算の前倒し

- 設計・積算の前倒しによる早期発注の励行
- 特に、大型土木工事は、工事担当と契約担当の部署と発注スケジュールを調整して、早期発注の取組を推進

イ 債務負担行為の活用

- 出水期の施工が制限される河川や橋りょうの工事をはじめ、工期が12箇月未満の工事においても、債務負担行為を活用

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値： 1.00】

取組内容：

- 令和7年度は、全ての工事で「通期の週休2日」は必須とし、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日(土日)」を、受注者希望型として実施。また、総合評価方式において、「完全週休2日(土日)の取組状況」を評価項目として設定。
- 令和8年度は、発注者指定型の「月単位の週休2日」の実施 を目指し、「週休2日工事の定着」を図る。

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)【発注機関目標値： 0.43】

取組内容：

ア 積算の前倒し

○ 設計・積算の前倒しによる早期発注の励行

イ 債務負担行為の活用

○ 無電柱化工事や橋りょうの工事の設計業務委託において、債務負担行為を活用

その他取組

(1)ウィークリースタンスの実施(工事・業務)

令和7年度に実施要領を策定し、令和8年度から実施

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値： 0. 8】

取組内容：

- ① 債務負担行為(2か年債務やゼロ債務含む)の活用
 - ・ 平準化を目的に12か月未満の工事も債務負担行為の設定を活用
 - ・ 前年度1～3月に契約を前倒しすることが可能な工事に債務負担行為を設定し、第1四半期の工事量確保並びに2月、3月工期末の完成工事件数を縮減
 - ・ 工事執行計画に基づく道路維持や設備補修など維持管理的要素の工事に債務負担行為を活用
- ② 余裕期間制度の活用
 - ・ 施工時期の平準化を目的としたゼロ債務を活用する工事において余裕期間制度を活用
- ③ 設計・積算の前倒しの推進
 - ・ 設計・積算も含めた一連の発注計画のスケジュール管理の実施
⇒設計担当と監督担当で発注計画の管理・情報共有を行う会議を実施

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値： 1. 0】

取組内容：

令和7年度に「大阪市週休2日工事实施要領」を改正し、令和8年度より、工期中の全ての週における週休2日(土日)の確保に向けた取組(完全週休2日<受注者希望型>)を実施

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)発注機関目標値

- 4月～12月に履行期限を迎える業務の件数 50%以上
- 1月～3月に履行期限を迎える業務の件数 50%以下

取組内容:

① 債務負担行為(ゼロ債務含む)の活用

- ・ 建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務を対象にこれまで単年度予算で発注していた**12か月未満の業務においても債務負担行為**を活用
- ・ 前年度に**契約を前倒しすることが可能な業務に債務負担行為を設定**し、4月～12月に履行期限を迎える業務件数の増加並びに1月～3月に履行期限を迎える業務の件数を縮減

② 工事も含めた一連の発注スケジュール管理

- ・ 業務の平準化にあたっては、工事の発注にも影響を及ぼすため、工事の平準化の取組みと併せた適切な**発注計画のスケジュール管理**の実施
⇒設計担当と監督担当で発注計画の管理・情報共有を行う会議を実施

その他取組

- ・ **ウィークリースタンス**の導入(実施要領策定)に向けた検討
- ・ 研修を活用した**各種取組みの意義や必要性の周知・共有**

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値:閑散期 0.78、繁忙期 1.10】

取組内容:

- ・工期が12か月未満の工事における債務負担行為の活用
- ・各事業課における設計・積算の前倒し
- ・余裕期間制度(発注者指定方式)による発注
- ・事業課毎の平準化率、ピークカット指標を算出
- ・職員向けの研修を実施し、地域平準化率に対する理解と意識定着

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値: 1.00】

取組内容:

- ・原則全ての発注者指定方式の「月単位の4週8休」を実施
- ・「完全週休2日(土日)」の推進(令和7年9月要領の策定・施行を実施済み)
- ・職員向けの研修を実施し、週休2日達成に対する理解と意識定着

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)【発注機関目標値： 0.47】

取組内容：

- ・履行期間が12か月未満の業務における債務負担行為の活用
- ・各事業課における設計積算の前倒し
- ・職員向けの研修を実施し、第4四半期納期率に対する理解と意識定着

その他取組

(近畿ブロック独自指標に対する取組内容)

- ・余裕期間制度(フレックス方式)の導入検討

地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)(工事)

(1)【発注機関目標値:0.82(閑散期)、1.12(繁忙期)】

取組内容:

以下の5つの方策に取り組む。

- ①債務負担行為の積極的な活用
- ②柔軟な工期の設定
- ③繰越明許の活用
- ④設計・積算の年度前倒し
- ⑤発注計画の策定と進捗管理

また、職員向けの通知を発出し、平準化の促進に取り組む。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)【発注機関目標値:1.00】

取組内容:

R7.10に実施要領及び積算基準を改定し、**月単位に加えて、週単位の週休2日を導入したため、今後もこの取組を継続していく。**

第4四半期納期率の状況(業務)

(1)【発注機関目標値:0.51】

取組内容:

早期発注、適切な工期設定、債務負担行為・繰越明許の活用に取り組む。

また、職員向けの通知を発出し、平準化の促進に取り組む。

その他取組

(1)ウィークリースタンスについて

業務について、初回打合せ時に受発注者間で取り組む内容を定めることとしている。

週休2日の達成状況(休日の確保)(工事)

(1)発注機関目標値： ー (実施困難工事を除き、全ての工事を発注者指定方式とする)

(2)今年度の取組状況(R7.11月末時点)： 入札公告済み 46件
 (週休2日対象工事=46件、 週休2日実施困難工事=0件)

取組内容
 ○ 経緯：

H30.7	週休2日を導入 (受注者希望方式のみ導入) ・ 対象工事は、全ての条件に合致する土木工事のみ対象
R1.7	発注者指定方式を追加 ・ 対象工事は、全ての条件に合致する土木工事のみ対象
R3.10	対象工事を変更 ・ 全ての工事を対象とし、原則、発注者指定方式とする (※_R5.10改正)
R5.10	既契約の週休2日適用外の工事に対し、意向確認を実施 ・ 対象工事は、週休2日適用外で、工期末がR6.4を超える工事(※を除く) ・ 確認内容…残工事に対し、週休2日適用の意向の有無 ・ 確認結果…93件中、82件が週休2日適用に移行
R6.12	週休2日の更なる推進に向けた「現場一斉閉所」の取組みへの参画 ・ 対象工事:すべての工事を対象とする。 ※災害復旧工事、保全工事、現場条件等で制約がある工事で監督員が工事実施を認めた工事を除く。
R7.7	週休2日(週単位)を導入 (発注者指定方式で導入) ・ 対象工事は、令和7年7月以降に入札公告を行う全ての工事を対象

- (※) ・ 以下のいずれかに該当する場合、発注者指定工事の対象としない場合がある。
- ① 災害復旧工事等
 - ② 現場施工が1週間に満たない工事

業界からの要望

日本建設業連合会

- 土日現場閉所による完全週休二日の実現
- 設計変更協議の円滑化
(適時適切なスライド条項の適用と手続きの円滑化に向けた取組みを強化)
- 書類の削減と様式の統一
(書類限定検査や電子契約を導入)
- 受発注者間における情報共有の促進
(BIM/CIM活用を拡大)
- 技能者の処遇改善
(建設キャリアアップシステムの普及拡大)
- 建設業全体の魅力発信
(効果的な取組みの横展開)

日本道路建設業協会

- 舗装施工管理技術者資格(1級、2級)の活用

プレストレスト・コンクリート建設業協会

- 完全週休二日(土日+祝日)の更なる推進

日本橋梁建設協会

- 働きがいのある職場作り
(時間外労働の削減および週休二日達成に向けた取組み)

和歌山県建設業協会

- 競争参加資格要件の整合性

兵庫県建設業協会

- 発注関係事務の運用に関する指針の徹底
- 適正利潤の確保
- 市町に対する要請・指導
- 法定福利費の地方公共団体、民間事業者の指導
- 建築工事における予定価格の適正な設定

奈良県建設業協会

- 配置技術者条件の緩和
- 地方公共団体への指導等
- 様式の一元化
- 監督員の権限

土木施工管理技士会(滋賀県)

- 省庁の一元化による受発注間の効率化

近畿地方整備局から情報提供(案)

- ・市町村キャラバン
- ・現場一斉閉所の取組
- ・令和8年度国土交通省:土木工事・業務の積算基準等の改定(概要)

市町村キャラバンの実施について

- 発注者協議会を通じ、週休2日の推進や発注時期の平準化等に関して、『第三次・全国統一指標』においても取組を推進しているが、市町村の取組が進まないのが課題。
- 令和7年度も、市町村（府県当たり1市町村程度を選定）を直接訪問し、市町村が抱える課題等を把握・共有のうえ、国および府県より支援を行い、取組の推進を図ることを目的として『市町村キャラバン』を実施（府県も同席）。

第三次・全国統一指標（工事）

- ①地域平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）
- ②週休2日の達成状況（休日の確保）
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

第三次・全国統一指標（測量、調査及び設計（業務）

- ④地域平準化率（履行期限の分散）
- ⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

近畿ブロック独自指標

工事の適切な設計変更（設計変更がドラインの策定）
 余裕期間制度の活用（工事）
 ウィークリースタンスの実施（工事・業務）



R7.11.26 八幡市長説明状況

市町村キャラバン実施状況

府県	対象市	実施日
福井県	坂井市	10月28日
滋賀県	東近江市、竜王町	9月22日/10月7日
京都府	八幡市	11月26日PM
大阪府	貝塚市	11月26日AM
兵庫県	川西市	11月14日
奈良県	生駒市	10月3日
和歌山県	海南市	10月2日

建政部建設産業第一課が、週休2日工事实施率向上に向けた、【市町村への働きかけ（担当者向け）個別訪問】を実施。12件※。

府県	対象市町村
大阪府	大阪狭山市（R7.10.3）、太子町（R7.10.29） 岬町（R7.11.4）
兵庫県	播磨町（R7.11.5）、福崎町（R7.10.8） 上郡町（R7.11.18）、相生市（R7.11.12）
奈良県	宇陀市（R7.9.1）、大和高田市（R7.10.15）、 大和郡山市（R7.10.7）、広陵町（R7.12.16）
和歌山県	有田川町（R7.9.30）

※その他の市町村とも適宜意見交換を実施

近畿地方整備局管内の現場一斉閉所の取組のポスター変更

- ・ 令和5年4月時点の毎月第2土曜日一斉閉所から、令和6年6月からは、第4土曜日も追加。
- ・ 令和7年4月からは、これまでの12機関に、新たに92機関を追加し、104機関に拡大。



●主タイトルを【週休2日の普及促進】として、継続して毎月第2・第4土曜日の一斉閉所を継続する。

参加機関の増加を市町村等に働きかけた。104機関から、147機関(+42市町村+1団体)に拡大

内訳

R7.4月は、参加市町村(政令市除く)は75市町村だった。

今回調査では、1市(南山城村)がとりやめ。

R8.4月からの、新しく参画する市町村(政令市除く)は、

43市町村(一部工事で試行的に行うを含む) = $75 - 1 + 43 = 117$ 市町村。①

府県政令市は、11参加済み②

国・団体は18参加済み③

今回、本州四国連絡高速道路(株)が、新たに参画1④

①+②+③+④=

$117 + 11 + 18 + 1 = 147$ 機関

	R8.4より参加(R7.12調べ)
福井県内	福井市
滋賀県内	湖南市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町、甲良町
京都府内	与謝野町
大阪府内	高槻市、枚方市、河内長野市、柏原市、摂津市、泉南市、 阪南市
兵庫県内	明石市、相生市、赤穂市、川西市、小野市、南あわじ市、 加東市、たつの市、猪名川町、稲美町、播磨町、佐用町
奈良県内	大和郡山市、安堵町、川西町、天川村、野迫川村
和歌山県内	橋本市、御坊市、新宮市、かつらぎ町、九度山町、由良 町、印南町、白浜町、上富田町、すさみ町、古座川町

国土交通省 近畿地方整備局 Press release
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

令和8年3月25日14時00分
近畿地方整備局

週休2日の普及促進に取り組んでいます
～令和8年4月以降、建設現場一斉閉所の取組を147機関で実施～

建設業の働き方改革推進のため、公共工事における週休2日の更なる推進に向け、近畿ブロック発注者協議会参加機関及び府県毎地域発注者協議会参加機関が発注する近畿地方整備局管内の建設工事現場において一斉閉所の実施機関を拡大します。

- ◆実施機関：近畿地方整備局、近畿ブロック発注者協議会の7府県、4政令市、国の5機関、13特殊法人、117市町村（令和7年度の104機関から147機関に拡大）
- ◆対象工事：原則すべての工事が対象です。ただし、災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事、および週休2日交替制工事を除きます。なお、実施機関の内、一部の機関では一部工事で試行的に実施します。
- ◆実施日：令和8年4月以降の毎月第2・第4土曜日

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局
企画部 技術管理課長 ほんだ あきら 本田 明 (内線3311)
企画部 技術管理課 課長補佐 なかがわ けんじ 中川 憲二 (内線3158)
電話 06-6942-0207(直通)

近畿地方整備局管内の公共工事は 週休2日の普及促進に取り組んでいます



近畿地方整備局管内の公共工事について一斉にお休みします
将来の担い手を確保、ワーク・ライフ・バランスの改善を図るため、
休日を増やし、より働きやすい環境づくりが不可欠です。
※災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事、および週休2日交替制工事を除きます。

一斉閉所の取組として 第2・第4土曜日を閉所します

- 取り組み機関
- 近畿ブロック発注者協議会 実施機関：【近畿地方整備局/福井県/滋賀県/京都府/大阪府/兵庫県/奈良県/和歌山県 京都市/大阪市/堺市/神戸市/海上保安庁 第五管区海上保安本部/海上保安庁 第八管区海上保安本部 環境省 近畿地方環境事務所/財務省 大阪国税局/警察庁 近畿管区警察局/独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 西日本高速道路株式会社 関西支社/本州四国連絡高速道路株式会社/阪神高速道路株式会社/新関西国際空港株式会社 独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館/独立行政法人国立文化財機構 奈良国立博物館 独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館/独立行政法人国立美術館 国立国際美術館 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所/独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構/日本下水道事業団 近畿総合事務所】
 - 福井県地域発注者協議会 実施機関：【福井市/敦賀市/小浜市/大野市/鯖江市/あわら市/越前市/坂井市/永平寺町 池田町/南越前町/越前町/美浜町/高浜町/おおい町】
 - 滋賀県地域発注者協議会 実施機関：【大津市/彦根市/長浜市/近江八幡市/草津市/守山市/栗東市/甲賀市/野洲市 湖南市/高島市/東近江市/米原市/日野町/南王町/愛荘町/豊郷町/甲良町/多賀町】
 - 京都府地域発注者協議会 実施機関：【福知山市/舞鶴市/綾部市/宇治市/向日市/八幡市/京田辺市/南丹市/久御山町 井手町/笠置町/京丹波町/伊根町/与謝野町】
 - 大阪府地域発注者協議会 実施機関：【豊中市/吹田市/高槻市/枚方市/八尾市/河内長野市/柏原市/門真市/摂津市 東大阪市/泉南市/阪南市】
 - 兵庫県地域発注者協議会 実施機関：【姫路市/明石市/伊丹市/相生市/豊岡市/加古川市/赤穂市/西脇市/宝塚市 川西市/小野市/加西市/養父市/丹波市/南あわじ市/朝来市/淡路市/宍粟市/加東市/たつの市/猪名川町/多可町 稲美町/播磨町/神河町/太子町/佐用町/新温泉町】
 - 奈良県地域発注者協議会 実施機関：【大和郡高市町/大和郡山田町/桜井市/五條市/生駒市/安堵町/川西町/上牧町 河合町/吉野町/下市町/黒滝村/天川村/野迫川村/下北山村/上北山村/川上村】

- 令和8年2月27日、直轄工事に適用する積算基準等を改定し、令和8年度から適用すると発表※1
- 今回の改定は 第三次担い手3法の全面施行を踏まえ、担い手確保、働き方改革、現場環境改善、生産性向上といったテーマに重点が置かれている。

【主な改定ポイント】

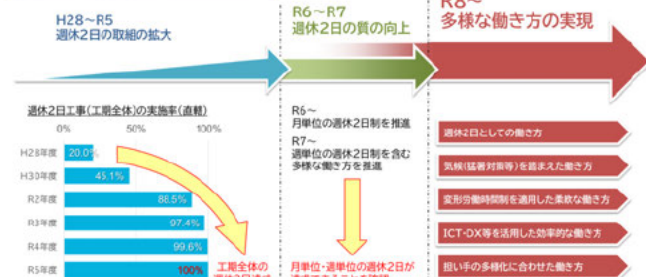
- 働き方改革関連(週休2日など)多様な働き方の実現を推進。月単位・週単位の週休2日の試行完了を受け、令和8年度からは働き方の多様化を重視した基準へ移行(参考資料1ページ)
- 一般管理費等率の改定最新の本社経費の実態に合わせて一般管理費率を引き上げ。
例:工事原価500万円以下 → 23.57% → 25.13% に増加(参考資料3ページ)
- 猛暑対策・防寒対策の強化「現場環境改善費」(率計上)の100%を上限に設計変更可能へ。
猛暑により作業可能時間が減少している実態を踏まえて歩掛の見直し(参考資料4ページ)

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

1.(1)1 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

- 直轄工事に係る試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

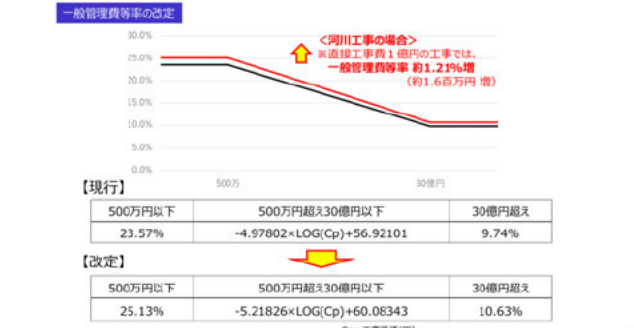
これまでの週休2日の取組と今後の働き方のあり方



月単位・週単位の週休2日が達成できることを確認

1.(1)2 一般管理費等率の改定

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
- 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の資金が支払われるよう、資金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。



Cp: 工事原価(円)
※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合は

1.(2)1 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充実に強化。

項目	実施する内容(率計上)	改定	実施する内容(率計上)
仮設設備費	1. 排水・電力等の供給設備 2. 照明設備 3. 空調設備 4. 作業用足場設備 5. 作業用照明設備 6. 作業用空調設備 7. 作業用空調設備(夏季用空調設備を含む)	改定	1. 仮設設備の充実 2. 仮設設備の充実 3. 仮設設備の充実 4. 仮設設備の充実
現場環境費	1. 現場環境の改善(作業用空調設備を含む) 2. 作業用空調設備 3. 作業用空調設備(夏季用空調設備を含む) 4. 作業用空調設備(冬季用空調設備を含む)	改定	1. 現場環境の改善(作業用空調設備を含む) 2. 作業用空調設備 3. 作業用空調設備(夏季用空調設備を含む) 4. 作業用空調設備(冬季用空調設備を含む)
安全対策費	1. 安全対策費(安全対策費を含む) 2. 安全対策費 3. 安全対策費(安全対策費を含む) 4. 安全対策費(安全対策費を含む)	改定	1. 安全対策費(安全対策費を含む) 2. 安全対策費 3. 安全対策費(安全対策費を含む) 4. 安全対策費(安全対策費を含む)
地域連携費	1. 地域連携費(地域連携費を含む) 2. 地域連携費 3. 地域連携費(地域連携費を含む) 4. 地域連携費(地域連携費を含む)	改定	1. 地域連携費(地域連携費を含む) 2. 地域連携費 3. 地域連携費(地域連携費を含む) 4. 地域連携費(地域連携費を含む)

※1: 国土交通省 報道発表資料 https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001304.html
 詳細版PDF(改定内容 参考資料) <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001983912.pdf>

近畿地方整備局からの情報提供(営繕部)

国土交通省 近畿地方整備局
営繕部 技術・評価課
令和8年6月

1. 営繕事業における働き方改革の主な取組について
2. 官公庁施設の環境負荷低減について
 - < ZEB化、低炭素型コンクリートの試行 >

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」 ・「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 週休2日を前提として工期を設定、必要に応じて施工期間・時間等の変更について受注者と協議 ○ 工事・業務における現場環境改善（ウィークリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用(工事)、余裕期間制度の試行(設計業務)

労務費等へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ・労務費等の内訳の把握が可能な「単位施工単価」の導入 ・猛暑による作業中断等に伴う労務費の割増(試行) ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用(工事)、業務スライドの試行
--------------------	--

(R8) 猛暑対策として受注者から施工の期間や時間等について協議があった場合は現場の実情を踏まえ、丁寧に対応します。

生産性向上

ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用 (EIR(発注者情報要件)の適用(新営設計・工事)、BIMデータを活用した積算業務の試行) ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書への作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン(士会連合会)」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

1-2. 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針(R8.3)

民間で開発、導入された生産性向上技術が、官庁営繕事業において導入、活用されやすくなるよう対応を行う。

生産性向上技術の活用

BIM、情報共有システム等

BIM※1活用

※1 Building Information Modelling

●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

原則として**全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2を適用。**

※2 Employer's Information Requirements(発注者情報要件)

- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、指定項目を設定。**(具体的な実施内容は、受発注者間協議で決定。)**
 全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目(推奨項目)を設定。
- ・BIM伝達会議において工事受注者に貸与可能な設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。

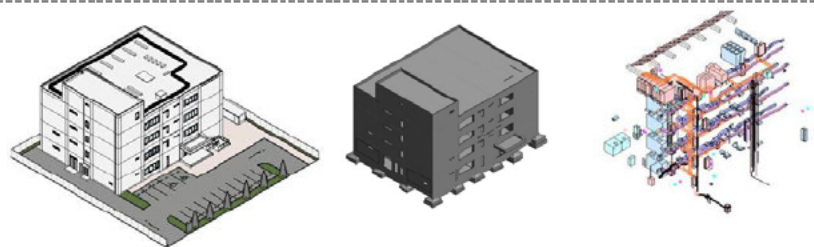
●BIMデータを活用した積算業務(試行)

BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要な条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。

【参考】

官庁営繕事業の設計業務においてBIMデータを作成する場合のBIMデータの入力情報や設定内容の目安となる「営繕BIMモデル」を作成し、データを公開

(Revit版:令和6年10月、Archicad版:令和7年9月公開)



1-3. 「営繕積算方式」活用マニュアル【概要版】について

- 『営繕積算方式』は、「公共建築工事積算基準」等と、その運用にかかる各種取組をパッケージ化したもの（官庁営繕事業における積算手法）
- 「適正な予定価格の設定」等の品確法における発注者責務の適切な実施や円滑な施工確保の一層の推進に向け、『営繕積算方式』をわかりやすく解説した『**営繕積算方式**』活用マニュアルを作成
- 本【概要版】は同マニュアルの要点を掲載
（詳細は『営繕積算方式』活用マニュアル を参照 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html ）

『営繕積算方式』活用マニュアル

「公共建築工事積算基準」等

積算基準の体系、工事費の構成、各単価の算定方法、共通費の算定方法

基準の運用にかかる各種取組

- 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定
最新単価の採用、少量・僅少施工での単価補正、「見積活用方式」、
現場実態を反映した共通費の算定、工期に連動した共通費の算定 等
- 適切な設計変更、適切な数量算出
「入札時積算数量書活用方式」、スライド条項の適切な運用、
営繕工事積算チェックマニュアルの活用 等
- **猛暑対策の拡充**

品確法

「適正な利潤の確保」
のための「適正な予定
価格の設定」等、発注
者責務の明確化

円滑施工確保 (不調不落対策)

災害時等の社会経済
情勢が大きく変化した
際には特に留意が必要

1-4. 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために**営繕事業の各段階において発注者として実施する事項 (R5.3公表)**についての理解を深めるための「事例解説」を作成しました (R7.3)。
 ※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項 (R5.3)

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階(設計段階、施工段階)において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの(該当箇所の抜粋)

【1. 設計段階】

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 設計条件の明示 | (2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み |
| ① 諸条件の整理と適用基準 | ② 敷地や周辺の状況 |
| ① 設計業務プロセス管理 | ② 図面の整合性 |
| ③ 設計段階における施工条件の確認 | ④ 指定仮設の確認 |

【2. 施工段階】

- | | | | |
|------------------|-------------------|-------------------|--|
| (1) 余裕期間の設定 | (2) 遅滞ない設計意図伝達※1等 | (3) 納まり等の調整※2の効率化 | ※1: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等 |
| (4) 情報共有や検討等の迅速化 | (5) 設計図書の変更への対応 | | ※2: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整 |

事例解説 (R7.3)

● 参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間(62事例)の情報を基に、事例を整理(8分類)

◆ 改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”の具体例を記載

■ 関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック(日本建築士会連合会)
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)・Q&A(案)
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(及び事例解説)
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第四版)

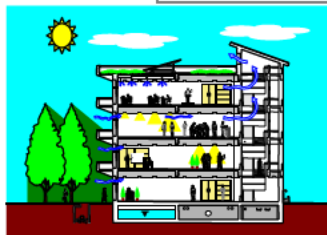
2-1. 官庁施設の環境負荷低減について

官庁施設のライフサイクルを通じた環境負荷低減の推進と、政府実行計画※(R7.2.18閣議決定)に基づき各府省庁が行う温室効果ガス排出削減への技術的支援を行う。

※ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備の推進

自然エネルギーの利用 ・太陽光発電 ・自然換気、自然光利用	負荷の低減 ・断熱性、気密性の向上 ・庇等による日射の遮断 ・高性能ガラス・複層ガラス
長寿命 ・大部屋方式、乾式間仕切り等の採用で内部機能の変化に対応	適正使用・適正処理 ・建設副産物の発生抑制 ・建設発生土の適正処理
自然共生社会の形成 ・構内緑化等 ・雨水利用	エコマテリアル ・VOC対策の徹底 ・木材利用 ・リサイクル材料の利用
エネルギー・資源の有効利用 ・LED照明 ・昼光利用 ・初期照度補正 ・人感センサ ・高効率熱源 ・変風量制御 ・変流量制御 ・BEMS等によるエネルギー消費の見える化・最適化	



政府実行計画の実現に向けた各府省庁の支援

政府実行計画の建築物関連部分における技術的支援

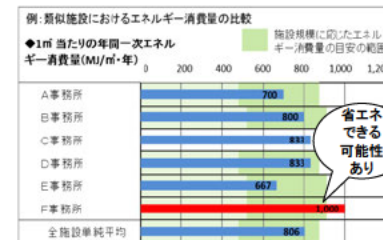
- 「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」において本省間の連携に加え、本省と地方支分部局の連携、地方支分部局間での連携に取り組むこととされている。
- 省エネルギー及び温室効果ガス排出削減に関する情報提供、施設整備における省エネルギー対策、施設の運用改善に関する技術的支援を行っている。



【地球温暖化対策に関する情報提供】

< 情報提供 >

- ・施設のエネルギー使用状況
- ・LED照明導入時の注意点
- ・省エネルギーの手法 等
- < 個別の要請等に応じた支援 >
- ・施設の省エネルギー対策に関する相談 等



【エネルギー使用状況の分析例】

2050年カーボンニュートラルに向けた取組

○ ZEB化を推進

「2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となること」※1を目指し、以下の取組を実施。

■ 先行事例

- ・「名古屋第4地方合同庁舎」において、ZEB Ready を達成。(名古屋市中区 R8.3 完成)



【名古屋第4地方合同庁舎】

※1 政府実行計画(R7.2 閣議決定)

■ 主な取組

- ・新築事業については引き続き原ZEB Oriented 相当以上を原則とする。
- ・令和7年度から新築の設計段階においてライフサイクルカーボンの算定を試行。

雨水利用の推進

- 雨水法※に基づき定められた「国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標(H27.3閣議決定)」により、官庁施設における雨水の利用を一層推進
- 関係府省における目標の達成状況のフォローアップを毎年度実施

■雨水利用の施設の設置に関する目標

建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。

※雨水の利用の推進に関する法律(平成26年5月1日施行)

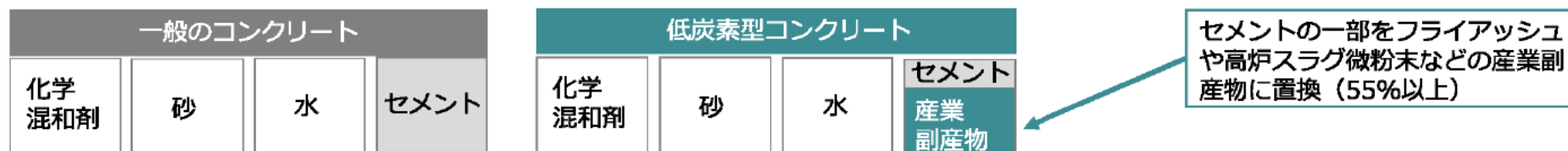
2-2. 営繕工事における低炭素型コンクリート試行工事

○ 背景及び目的

- ✓ 2050年カーボンニュートラルに向け、運用時の省エネ・創エネに加え、建設・廃棄時のCO₂排出量の削減が課題。建設段階においては、セメント等の製造過程におけるCO₂排出量が大きく、低炭素材料の活用促進を図ることが求められる。
- ✓ GX2040ビジョン（令和7年2月閣議決定）において、CO₂削減コンクリート等について「2030年代以降の普及を見据え、現場導入が可能な技術から国の直轄工事等での試行的適用を推進し、将来的な公共工事での調達義務化も視野に課題の検証を行う」とされた。
- ✓ 地球温暖化対策計画（令和7年2月）において、「公共工事においても、低炭素型コンクリート等のグリーン建材について、積極的な活用方を検討していく。」とされた。

○ 低炭素型コンクリートの定義

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂排出削減効果のあるもの（製造時のCO₂排出量を50%程度以上削減したもの）とする。なお、CO₂吸収型コンクリートを含む。



○ 営繕工事における低炭素型コンクリート試行工事

- ✓ 「営繕工事における低炭素型コンクリート試行工事」とは、受注者が希望する場合に低炭素型コンクリートの使用を試行する工事である。受注者は低炭素型コンクリートの試行の希望の有無を監督職員に報告する。なお、当該試行を希望する場合であっても、効果対費用等を考慮し、対象外とする場合がある。
- ✓ 低炭素型コンクリートの試行対象は、外構工事で使用する表1記載のプレキャストコンクリート製品とする。ただし、表1に記載された製品すべてに低炭素型コンクリートを用いる必要はなく、一部の製品への使用でもよい。一部の製品に使用する場合、受注者はその対象と数量を監督職員に報告する。
- ✓ 低炭素型コンクリートを用いた製品を使用する場合は、その品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出する。
- ✓ 当該試行を希望する場合、設計変更の対象とする。
- ✓ 受注者は、低炭素型コンクリートの試行について、監督職員の調査に協力する。

表1 対象

建築用コンクリートブロック (JIS A 5406)
コンクリート間知ブロック (JIS A5371)
縁石 (JIS A 5371)
側溝 (JIS A 5371, JIS A 5372)
コンクリート平板 (JIS A 5371)
インターロッキングブロック (JIS A 5371)

2-3. 官庁施設の木材利用の促進

○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年法律第36号、令和3年10月1日改正法施行】

- ・ 令和3年改正：題名変更（旧法律名「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」）
公共建築物から建築物一般へ対象が拡大
- ・ 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：国土交通大臣他4大臣）による基本方針の策定・実施状況の公表等

○ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 【令和3年10月1日、木材利用促進本部決定】

- ・ コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化（災害応急対策活動に必要な施設等を除く）
（旧基本方針：耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物について、原則木造化）
- ・ 国民の目に触れる機会が多い部分（エントランスホール、情報公開窓口等）の内装等の木質化を促進

官庁営繕部における取組

- ・ 官庁施設の木造化・木質化に用いる技術基準類の整備を進め、広く情報提供等を行う（各省各庁・地方公共団体と積極的に連携）
- ・ 直轄の官庁営繕事業において木材を利用した官庁施設の整備を積極的に推進する

公共発注機関における木材利用のための環境整備

技術基準類の整備

- 新営予算単価
- 木造計画・設計基準
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 官庁施設における木造耐火建築物の整備指針
- 公共建築物における木材利用の取組に関する事例集
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項
- 木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項
- 木造官庁施設における施工管理・工事監理に関する留意事項集

人材の育成

- 木材利用推進研修（国土交通大学校）

木造化・木質化を図った官庁施設の整備

○ 木造化



○ 内装等の木質化



各省各庁や地方公共団体等と連携の上、引き続き木材利用の促進を図る

近畿地方整備局営繕部では、公共建築における設計・工事の発注、各段階のマネジメント業務、老朽化対策、官庁営繕に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるための窓口を設置しています。

窓口部署	電話番号	対象地域
営繕部 計画課	TEL 06-6942-1141 (代) : 計画課長 (内線5151) : 計画課長補佐 (内線5153)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
営繕部 保全指導・監督室	TEL 06-6942-1141 (代)	大阪府 (高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く。)、兵庫県、和歌山県
京都営繕事務所	TEL 075-752-0505	京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府 (高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡)

